

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：委託契約の財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
監査全体に対する所見【報告書28ページ】	【意見1】「回議・合議書」の確認済みを示す押印について、付箋を用いるべきではない。 「回議・合議書」の合議・審査欄には、起案の回議又は合議を受けた者として合議権者が押印をしている。その他に書類等を確認した職員は付箋（ポストイット）に押印をしている。当該手続きは合議を受けた課所内での内部管理上の手続きであるとのことであった。書類を確認したことを示す押印は、職員が書類を確認したという証跡になるので、「回議・合議書」に直に押印すべきである。また、付箋に押印した場合は書類の受渡や保管している過程で付箋が外れて無くなってしまいうことも考えられる。文書管理規程で求められている合議の押印者に加えて、書類を確認した者が回議・合議書に押印することが、法令違反ということにならないのであれば、付箋に押印するのではなく、直接書類に押印すべきである。	監査対象である平成30年度は紙決裁が主流であったが、現在は令和2年6月26日付第290号通知で「紙による電子決裁は原則禁止」とするなど、電子決裁の徹底に取り組んでいるところである。 電子決裁とすることで、県で使用している「文書管理システム」では、合議を受けた場合に該当課所内での確認者は書類を確認した証跡がシステムに必ず残る。そのため、課所内の確認者が決裁文書又は付箋に押印する必要がなく、また、付箋に押印しその付箋が外れた場合であっても確認の証跡は残すことができる。	その他	改革推進課
音声認識技術による音声テキスト化業務【報告書29ページ】	【意見2】文書として保管すべき書類についての管理を適正に行うべきである。 一連の契約の資料の中に、当該契約とは直接関係のないと思われる概算旅費精算書や旅行経路等確認表が挿入されていた。何らかの原因で過って当該契約資料の中に混入したものである。（今回は、監査にあたっては多くの契約関係書類を閲覧しているが、その限りで、契約と直接関係のない書類が混入していたのは、本案件のみである。） 今回の概算旅費精算書はシステムに登録されている情報であるため、結果としては、業務上の影響は出なかったとの説明を受けている。しかし、混入した文書の内容によっては必要な保管年数を満たさずに廃棄されてしまうリスクもある。 今後は誤って別の契約の資料が混入していないか確認するとともに、混入しないよう、注意することが必要である。	令和元年11月、誤って混入していた該当の書類を適正に保管し直した。同時に、本事案について課内に周知し、改めて担当者による書類の適正管理及び決裁過程における確認の徹底を呼び掛けた。	対応済み	改革推進課
情報システム研修環境構築等業務委託【報告書32ページ】	【意見3】契約金額を決定する際には詳細な見積書を入手して検討すべきである。 本契約の委託先である株式会社KSKより、見積書を入手しているが、見積書の項目が、研修内容構築、AI研修実施、県庁LAN更新作業に伴う対応業務の3項目であり、大雑把な見積書であると言わざるを得ない。詳細な見積をしているとしても、最終の検査時において、詳細な見積書はつづられていなかったことから、見積の妥当性までは、十分な検討とまではいかにように思われる。具体的にそれぞれの業務でどれだけの工数と人員が必要であるのか、資材等の購入が必要であるのかといった詳細な見積書を入手して検討すべきである。 見積内容の精査を行わないと、著しく高い契約金額で締結するおそれもある。 また、当該契約の締結にあたっては、同業他社の見積を入手するなどの対応を行うことも、価格の妥当性を確かめるためにも有益であると考え。	各業務の見積書の入手に当たっては、工数・人員等を示した詳細な見積内訳があるもの取得し、その内容を精査するとともに、他社の見積り等と比較することで、金額の妥当性を確認することとし、課内で統一した運用となるよう令和2年1月に周知した。	対応済み	情報システム課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
次期給与管理システム構築業務【報告書33ページ】	【意見4】 決裁の判断に直接必要ではない書類を添付する必要はない。 支出負担行為決議書に参考資料として（委員の名前を削除した）議事録を添付している。この議事録は審査員と委託先の質疑応答について委員の名前を削除したものであり、総合評価審査委員会の議事録とは異なるものである。（なお、総合評価審査委員会の議事録には、業者を決定するための審査過程の詳細が分かるように、各委員の名前と各々の発言内容が詳細に記録されている）。当該（委員の名前を削除した）議事録は支出行為決議書の決裁者が委託契約について総合評価が行われた事実を把握するための根拠として添付した、あくまでも参考資料の位置づけである。支出行為決議書の決裁においては、選定された業者名が分かればよく、総合評価審査委員会の議事録の内容を決裁するものではない。また、当該（委員の名前を削除した）資料は数ページにも渡り、委員の名前は伏されているものの詳細なる発言内容が記述されている。 関係者に質問したところによれば、当該（委員の名前を削除した）議事録は決議書の決裁において添付しなければならない書類には該当しない。当該議事録は数ページに渡り各々のページにおける文字数も多いため、添付した場合には、決裁権者が詳細まで読み込む必要が生じ、決裁権者の読み込みと判断に過大な時間を要することになる。 ゆえに、業務の効率化の視点から、決議書の決裁に直接必要でない書類については添付書類として付さないことが望ましい。 （参考）「審査事務の手引き」によれば、委託料の支出負担行為決議書に添付する書類は入札書、見積書、予定価格調書、契約書（案）、仕様書等とされている。	支出負担行為決議書に添付すべき書類については、「審査事務の手引き」に記載してある資料を基本とし、決裁に必要でない書類の添付は行わないこととすることを令和2年1月に課内職員へ周知した。	対応済み	情報システム課
平成30年度「住むなら埼玉」移住サポートセンター業務委託【報告書36ページ】	【意見5】 効果測定を定量的に把握することが可能な相談件数とすることは理解するが、市町村と連携して、可能な限り移住者数を把握し、移住サポートの成果を測定するよう努めるべきである。 埼玉県は予算を投じて移住サポートセンターを開設していることから、その効果測定が重要である。しかし現状では、相談件数のみを成果の指標としている。相談件数自体は増加傾向にあるが、それが埼玉県への移住に結びついているとは必ずしもいえないと考えられる。 なお、他県とは異なり、東京に近い立地であることから、移住サポートの重要性は他県とは異なるように思われる。もし、埼玉県で移住サポートを行っていくのであれば、市町村と連携して移住サポートを行い、その成果を移住者数で把握すべきであると思われる。 なお、埼玉県としては、下記の理由から県全体の移住者数を正確に把握することは困難であるとの回答を得ている。 ①移住は人生の大きな選択を伴うものであり、相談から移住に至るまでに要する時間は移住者により様々であり、人によっては数年かかることもあり、年度によっては移住者のばらつきが大きくなる可能性がある。 ②各市町村の住民票窓口における転入者に対するアンケート調査は市町村への大きな負担を強いることになり、協力が得られにくい。 この点、移住専門相談窓口を設置している市町村については、一定程度移住者数を把握しているため、今後も当該市町村と連携して、移住実績を把握することが可能であるとのことである。 上記を踏まえ、市町村との連携のもとに、可能な限り移住者数を把握することが効果測定 of 最善の案と考えられる。	定量的に把握することが可能な相談件数を、効果測定に用いることについては、御理解をいただいている。 今後も、移住専門相談窓口を設置している市町村と連携して、可能な限り移住者を把握していく。	その他	地域政策課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
平成30年度「住むなら埼玉」移住総合支援事業業務委託【報告書39ページ】	【意見6】効果測定を定量的に把握することが可能な相談件数とすることは理解するが、市町村と連携して、可能な限り移住者数を把握し、移住サポートの成果を測定するよう努めるべきである。 小川町や秩父市では、移住者がいるとのことであるが、移住者が増えている事実を把握できるなら、埼玉県全体での移住者を把握することは可能であると思われる。 なお、埼玉県としては、下記の理由から県全体の移住者数を正確に把握することは困難であるとの回答を得ている。 ①移住は人生の大きな選択を伴うものであり、相談から移住に至るまでに要する時間は様々であり、人によっては数年かかることもあり、年度によりばらつきが大きくなる可能性がある。 ②住民票窓口における転入者に対するアンケート調査は市町村への大きな負担となり、協力が得られにくい。 この点、移住専門相談窓口を設置している市町村については、一定程度移住者数を把握しているため、今後も当該市町村と連携して、移住実績を把握していくことが可能であるとのことである。 契約内容が適正であったか検証するためには、効果を見ることが必要であり、効果測定を行うことが、今後同様の契約を行うかどうか判断するための重要な根拠になると思われる。 上記を踏まえ、市町村との連携のもとに、可能な限り移住者数を把握することが効果測定の最善の案と考えられる。	定量的に把握することが可能な相談件数を、効果測定に用いることについては、御理解をいただいている。 今後も、移住専門相談窓口を設置している市町村と連携して、可能な限り移住者を把握していく。	その他	地域政策課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
平成30年度「住むなら埼玉」移住総合支援事業業務委託【報告書39ページ】	【意見7】県と市町村がより密に連携し移住促進の事業をしていくべきである。 埼玉県内の小川町では、移住の促進をしていることから、県と市町村が連携し、お互いに移住のPR等の事業を重複しない形で、相互に役割をもって、移住促進の事業をしていくことが重要と思われる。上述の効果測定も県と市町村が協力して実施していくことが、限られた予算で大きな効果を上げることにつながると思われる。 なお、埼玉県では、市町村とは以下のとおり役割分担を整理して移住促進に取り組んでいるとのことである。 ①県は、まとめて取り組んだほうが効果的、効率的であるもの（県全体の移住に向けたPRやイベント出展など）、イニシャルコストがかかるもの（移住相談窓口の設置、お試し住宅の設置など）について、県が主導的な取り組みを実施し、各市町村の取り組みを支援している。 ②事業実施に当たっては、移住までの動きに着目し、移住希望者に埼玉県を知ってもらう「準備段階」への支援と、埼玉県をいろいろと体験してもらう「試行段階」について支援している。具体的には、「準備段階」の支援として県全体の移住相談ワンストップ窓口である「住むなら埼玉」移住サポートセンターの運営や埼玉県も移住候補地となることをPRする県全体の移住プロモーションなどを実施している。また、お試し住宅設置への財政支援など埼玉県を体験する「試行段階」における市町村への支援を行っている。 ③実際に移住者が住んで生活をする移住の「実施段階」については、各市町村の役割として主体的に取り組むものと整理している。 そして、市町村との連携については、埼玉県では以下のように取り組んでいるとのことである。 ①住むなら埼玉移住サポートセンターでは、漠然とした移住検討者の意向をよく整理し、希望にかなう市町村へつなぐ役割を担っている。また、各市町村の移住パンフレットなどを集め、資料コーナーや相談時などに配布を行っている。 ②ふるさと回帰支援センターで実施している移住セミナーや移住プロモーションについては、県内市町村と連携して各市町村のPRを行っている。 ③各市町村を集めて、相談員のスキルアップを目的とした意見交換や相談研修会を実施している。 ④移住専門相談窓口を置いている市町村については、相談者数及び移住者数について定期的に報告を受けている。	今後も、市町村事業とは密に連携しつつ、重複を排除した役割分担に基づき事業を行う。	その他	地域政策課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
埼玉県議会議員 一般選挙啓発用 テレビスポット 制作・放送事業 【報告書41ペー ジ】	【意見8】実際に放送がされていたかについて視聴して確認したことの証跡を残すべきである。 実際にCMが放送されたかどうかについて、放送確認書により確認はしており、抜き打ちで放送されているか実際にテレビを見てチェックしているとのことであったが、チェックしたという証跡を残していない。テレビ局側の事情で実際にはCM放送がなされなかった場合に、テレビ局側が放送できなかったことを隠蔽する危険性がある。放送回数は仕様書により定められており、放送回数で委託金額が決められていることから、確認書通りにCMが放映されているか確かめるために、実際の放映を視聴し確認したことの証跡を残すことが必要である。（なお、テレビ埼玉との契約により、埼玉県が必要な時に、CM映像を確認できる機会は担保されている。） その他、録画機器を導入し、事前にテレビ局から入手したCMの放送時間帯に、あらかじめ録画予約を行い、必要に応じて録画後、視聴し確認することで放送の事実を確認することも有益な方法と考えられる。	テレビスポット制作・放送事業を行った場合は、令和2年2月以降、実際にCMが放送されているか、抜き打ちで視聴して確認することに合わせ、その証跡を記録することとした。	対応済み	市町村課
僕の私のまちの お仕事発見&体 験事業に関する 業務委託【報告 書44ページ】	【意見9】アンケート結果を基に地元企業と協議し、その結果を公表、周知していくことを検討すべきである。 今回の事業の目的は、地元の小中学生に地元企業等の訪問と体験事業をしてもらい、その存在と事業を知ってもらうことで、将来も地元に住住してもらうことを目的に実施したものである。 最終的には、この事業をきっかけに将来も地元に住住してもらうことを目的に実施しているものであるが、その効果はどのように測定しているのか。前年以前も同様の事業を実施しているが、単に地元企業を知ってもらうことだけでは、地元の定住に必ずしも結びつくとは限らないのではないかと。その意味で、今回の事業の成果が見えていないのではないと思われる。 今回の事業は地元企業を知ってもらうという点では一定の効果があったものと考えられるが、地元に住住してもらうという効果と結びつけるのであれば、継続した追跡調査実施と、アンケート結果を基に協力いただいた地元企業と協議の場を設けどのようにすれば、地元に住住してもらえるか、協力ないし知恵を出していただくこと、その結果を公表、周知していくことも必要であると思われる。	継続した追跡調査実施は、委託先の事業者において参加者の個人情報廃棄済みであり対応できない。 地元企業に対し、令和3年1月にアンケート結果を提供した上で、令和3年2月15日付けで令和3年3月10日に行う意見交換（協議の場）への出席について依頼した。しかし、緊急事態宣言が延長されることとなり、開催日が緊急事態宣言期間に該当したため、実地開催を中止して書面開催に変更した。とりまとめた意見は、協力企業等に令和3年3月8日付けで周知した。 なお、新型コロナウイルス感染症のため、令和2年度、3年度と当該事業を中止しており、事業実施に係る環境も大きく変わっていることや今後の実施体制が不透明なことから、公表については見合わせている。	対応済み	県央地域振興センター
H I K I つける 魅力再発見プロ ジェクト事業業 務委託【報告書 47ページ】	【意見10】事業の効果の測定を実施すべきである。 事業効果は単年度で得られるものではないことから、追跡調査は行われていない。しかし、限られた予算を投じているのであるため、何らかの効果が出ているのかを把握することは県民目線から見れば極めて重要である。 例えば、主要なイベントにおいて、無記名でアンケートを行う、インタビューを行う、関連市町村と連携して上記を行う、何らかの工夫をして効果測定を行うことは可能であると思われる。必要に応じ、学識経験者や市町村自治体、商工会関係者などの意見を聞くことも有益であると思われる。	事業効果として、平成30年度の事業の中で地域ブランディングとして開発したH I K I サンドについて、令和元年度は、チラシ・のぼりを作成し11月に提供店を増やすよう管内9商工会に働きかけ、12月に鳩山クラフトフェア、2月に埼玉いっぴんいちに出店しPRした結果、提供店は平成30年度末に0店だったものが令和元年度末に10店（うち提供予定2店）となった。 また、当事業については、管内市町村及び民間事業者が出席する「比企地域の未来を考える政策プロジェクト会議」において事業計画や実績報告を行い、意見を求めた。（平成30年度：7.6、8.23、11.27、2.14）、令和元年度：8.23、2.23）	対応済み	川越比企地域振興センター 東松山事務所

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
H I K I つける魅力再発見プロジェクト事業業務委託【報告書47ページ】	【意見1 1】委託積算書について金額の根拠を明確にすべきである。 本事業の予定価格の算出根拠となる積算書について、また、委託先である株式会社サンケイリビング新聞社作成の内訳書について、各々、本事業に関するセミナー実施に要する費用、ワークショップ開催に要する費用、イベント実施に要する費用について、事業費、広報費、委嘱費などの別に金額を記載しているが、なぜ各々当該金額を要するのか、記載されておらず、なぜ当該金額の積算となるのか、不明確である。具体的な時間数日数などの工数を明らかにして積算すべきと考える。	令和元年度事業の実施に当たっては、必要な人数、期間等明らかにされた内訳書を徴取した。また、予定価格については令和2年度事業から詳細に積算する予定であったが、新型コロナウイルス感染症流行の影響で令和2年度事業を中止とし、当該予算事業も令和2年度で終了となった。	その他	川越比企地域振興センター 東松山事務所
「埼玉農業体験のすすめ」に係る映像資料制作・情報発信業務委託【報告書49ページ】	【意見1 2】事業実施後には当該事業の効果測定を実施すべきである。 埼玉農業について予算を投じて映像を作成し、公共放送などで流している以上、どのような効果があったのか、関係市町村などと連携して測定を行うことが重要である。 効果測定の方法としては、農業に興味を持った方がいたか、問い合わせがあったか等を県ないし市町村に確認する。又は、地域の農業協同組合員にアンケートを実施するなど考えられる。 農業に興味があれば、それに関する相談が県や市町村、農業協同組合、地元農家などに問い合わせがいくはずである。その内容を把握することや、埼玉県でアンケートを無記名で行うなどして得られた回答などから、効果測定をある程度実施できるはずである。 その効果を踏まえて、新たな「しかけを作る（事業の実施）」のかどうか、検討することが望まれる。	事業実施から期間が経過していることから、これから効果検証を実施することは困難である。 本意見は、今後、事業の効果測定を行う際に生かしていく。	その他	北部地域振興センター
こだま地域体験ツアー運営業務委託【報告書51ページ】	【意見1 3】事業の効果測定方法について再度検討すべきである。 効果測定として、情報発信されていることでは、十分な効果があったか把握できないと思われる。 情報発信されていることは一つの成果ではあるが、どの程度拡散され、その結果、どれだけ県外から児玉都市に観光に訪れているかが重要となる。 児玉都市の主要観光拠点などでアンケートや、施設への聞きとりなどを実施し、どのようなきっかけでこだま地域に訪問したのか、どの施設がよかったかを継続して把握することが必要である。また、児玉都市の魅力を関連市町と連携して行っていく方が効果的ではないか。 また、委託先が集計した参加者のアンケート結果は貴重な情報であることから、県としても詳細に分析することが望まれる。また、今後同じような企画を実行するのであれば、参加者アンケートの項目についても、県として事前に確認する必要があると思われる。	情報発信の効果測定のため、イベントの開催時にどの情報発信をもとに来訪したのか（例：HP・SNS・チラシなど）を把握できる項目を取り入れたアンケートを令和2年4月に作成した。今後のイベントの開催時に使用する。 また、児玉都市の市町で構成される本庄地域広域観光振興協議会の令和2年度の会議においても、情報発信の効果測定のための連携や情報提供を依頼することとした。	対応済み	北部地域振興センター 本庄事務所
県税事務所窓口業務等委託【報告書53ページ】	【意見1 4】委託範囲の見直しを検討すべきである。 当該契約は、6ヶ所の県税事務所の一部業務について外部委託をしており、業務委託開始前から比較して納税率の向上や、未済額の圧縮が進んでいる等、一定の効果が出ている。また、県としては業務量が一定規模以上の県税事務所についてメリットがあると考え業務委託を実施しているが、他の県税事務所については規模及び業務量が大きくないことを主な理由として外部委託を導入していない。そのため、県職員が権限を伴う賦課徴収事務に専念できる環境を整備し、さらなる納税率の向上及び未済額の圧縮を図るため、他の県税事務所に外部委託の範囲を拡大した場合のシミュレーションを行い、その効果を把握した上で委託範囲の見直しを検討すべきである。	既に窓口業務委託を導入済みの朝霞県税と同規模の中規模事務所（所沢、熊谷、上尾）への導入が可能かどうかを検討した。 各事務所の想定業務量を算出し、委託業者の人員数及び委託料と、委託を導入した場合に削減される職員の業務量を算出し、比較検討した結果、委託を導入しても職員削減に見合う業務量削減の効果が得られないため、他の事務所には拡大しないこととした。	対応済み	税務課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
軽油引取税に係る販売店採油調査業務及び分析業務【報告書58ページ】	【意見15】不正軽油の検出の対応を検討すべきである。 当該業務実施の結果、過年度から分析による不正軽油の検出が発見されている。県は関係部署や関係機関と連携し、不正軽油撲滅のため様々なキャンペーンや対応策を実施しているが、不正軽油は撲滅されていないのが現状である。不正軽油は、軽油に課せられる軽油取引税の脱税、公正な市場競争の阻害、環境汚染の発生など、様々な問題が生じている。その様な状況において、採油調査対象となった販売店から、閉店又は採油拒否により試料が採取できない箇所が複数あり、閉店の場合にはやむを得ないと考えられるが、店主不在等の理由で採油拒否をされた販売店については、翌年度に採油を実施することとしていた。しかしながら不正軽油撲滅のためには迅速な対応が必要であり、委託先又は県税事務所職員等が後日採油を再度試みるなど、当年度中に網羅的な採油を実施することが望ましい。	店主が不在のため採油拒否をされた販売店については、直ちに委託業者が再度採油調査を行う対応に改めた。 なお、再度の採油調査を拒否された場合は、直ちに所管する県税事務所等が調査を実施することとした。	対応済み	税務課
軽油引取税に係る販売店採油調査業務及び分析業務【報告書58ページ】	【意見16】採油調査記録票へ購入時レシートを添付すべきである。 検体の分析にあたり、委託先は軽油販売店からサンプルで1本（500ml）を購入することとされているが、購入した際のレシートが採油調査記録票に添付されていないものがあった。これは、分析業務委託仕様書においてレシートの添付が求められていないものの、委託先が任意でレシートを添付しているとのことである。しかし、採取された軽油が調査対象の軽油販売店で購入されたものであることを明確にできるものであり、委託先の業務が適切に行われているかを県が確認するために有効なものであり、今後は分析業務委託仕様書にレシートの添付を明記することが必要と考える。	令和2年度契約より採油調査記録票へ購入時レシートを添付することを仕様書に明記することとした。	対応済み	税務課
自動車税・取得税の申告受付業務（一般ユーザー取扱分）委託【報告書60ページ】	【意見17】長期継続契約への切り替えを検討すべきである。 当該契約は、関東陸運振興センターが国から指定を受け自動車ナンバープレート交付代行業務等を実施しており、自動車登録に関する知識と能力を持った団体である。同センターがこれらの業務と併せて申告受付業務を実施することで、県民の利便性と自動車税・自動車取得税の申告納付が確保され、他に代替する団体はないと考えられている。当該契約は単年度契約となっているが、これは令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、軽自動車税環境性能割が市町村税となる等自動車に関する税制が大幅に改正されたことによる。また、軽自動車OSS（新車新規検査（型式指定車））が導入される予定がある他、令和5年1月からは車検証がカード化される等、自動車登録についても大幅な改正が実施される見込みであり、それに伴い、申告書受付業務の方法や業務量が大幅に変わる可能性があることも挙げられる。自動車に関する税制及び自動車登録などの制度が安定した場合には、長期継続契約への切り替えを検討する必要があると考える。	令和2年9月30日をもって関東陸運振興センターとの契約は終了しているため、検討は行わない。	その他	自動車税事務所

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
自動車税・取得税の申告受付業務（ディーラー取扱分）委託【報告書62ページ】	【意見１８】長期継続契約への切り替えを検討すべきである。 当該契約は、埼玉県自動車整備振興会が国から指定を受け自動車検査登録印紙の売りさばき業務等を実施しており、自動車登録に関する知識と能力を持った団体である。同振興会がこれらの業務と併せて申告受付業務を実施することで、証紙徴収義務の合理化・効率化と県民サービスの向上が図られ、他に代替する団体がないと考えられている。当該契約は単年度契約となっているが、これは令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、軽自動車税環境性能割が市町村税となる等自動車に関する税制が大幅に改正されたことによる。また、軽自動車OSS（新車新規検査（型式指定車））が導入される予定がある他、令和5年1月からは車検証がカード化される等、自動車登録についても大幅な改正が実施される見込みであり、それに伴い、申告書受付業務の方法や業務量が大幅に変わる可能性があることも挙げられる。自動車に関する税制及び自動車登録などの制度が安定した場合には、長期継続契約への切り替えを検討する必要があると考える。	長期継続契約への切り替えも含めて契約方法を検討した結果、自動車登録制度の変更などによる業務内容への影響が不確定であることから、令和４年度は単年度契約とした。	その他	自動車税事務所
県庁舎(本庁A地区)等総合的建物管理業務委託【報告書65ページ】	【意見１９】業務遂行状況の報告書類に不備がないか確認すべきである。 当該委託先から入手する「日常清掃」に係る自己点検シートにおいて、事業者の押印、点検者及び点検日時の記載があるのみで、各点検項目の自己評価がないものがあった。当該シートは委託業務完了を確認するために必要な書類の一つであった。 当該シートの提出は、業務委託契約における業務委託共通仕様書第9条に明記されており、事業者の自主的な業務品質向上を促す重要な書類であるため、毎月、適切にチェックを実施・報告させるとともに、県においても提出書類に不備がないかを確認する必要がある。	現在契約中の委託業者に自己点検を適切に実施・報告するように令和２年３月に指示した。提出された「日常清掃」に係る自己点検シートに不備がないか、直近半年分の内容を改めて確認した。	対応済み	管財課
文書管理・財務会計・旅費システム運用業務委託【報告書67ページ】	【意見２０】長期継続契約への切り替えを検討すべきである。 当該業務は、株式会社日立製作所が文書管理・財務会計・旅費システムの設計・開発を行い、運用業務に必要なシステム及び業務内容を熟知しているとともに、本システムの主要な構成部分は、株式会社日立製作所が著作権を有する商用ソフトウェアを組み合わせることで全体として機能を実現していることから、実質的に株式会社日立製作所のみがシステム運営業務を行える状況にある。しかしながら、当該契約は単年度契約となっており、業務委託範囲が毎年変化する可能性はあるが、通常考えられる範囲内の変更であれば実質的な委託料の変動は大きくないと考えられる。長期継続契約への切り替えを検討するか、もしくは次回システム導入の際、運用業務については長期継続契約の締結を検討すべきである。	次期業務システムの再構築を行うに当たり、運用業務について長期継続契約の締結をすることを検討し、効率化及び最適化を図っていく。	対応中	総務事務センター
電子入札共同システムヘルプデスク業務委託【報告書72ページ】	【意見２１】複数の応募者から業者が選定されるように競争入札参加資格等を見直すべきである。 当該業務の業者選定にあたり、一般競争入札を行っているにも関わらず、応募者が1者のみとなっている。これは電子入札共同システムの専門的知識が必要となっていることが主要因と考えられるが、類似のシステムは全国の自治体で使用されており、候補となる業者は他にもいる可能性がある。そのため、複数の応募者から業者が選定されるように競争入札参加資格等を見直すことが望ましい。また、予定価格等の設定にあたり、他社から参考見積を入手していないため、数者から参考見積を入手し価格設定に反映させることが望ましい。	令和２年２月から、競争入札参加資格等について、執行前に条件の妥当性を再確認し記録に残す運用に改めた。また、同じく令和２年２月から、競争入札の予定価格設定の際の参考見積を複数者から取得する運用に改めた。	対応済み	入札審査課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
埼玉県自転車競技開催業務委託 【報告書76ページ】	【意見２２】開催に係る経費の見直しや、委託契約の見直し等によって、県の収益相当額の改善を図るべきである。 当該事業から生じる事業収入は27,391百万円（本場開催27,187百万円、場外開催203百万円）、県の収益相当額は181百万円であり、事業収入に占める収益率は0.66%と収益効率が低くなっている。これは、事業収入のうち、大きな割合を占める払戻金やJKA等への交付金等、事業収入に対して一定割合を支払う必要があるものが含まれているが、その他にもインターネットによる発売業者へ支払う委託費等の削減余地のある経費も含まれている。また、収益率は前回契約時（平成24年4月1日～平成29年3月31日）から変わっていない。 収益率については債務負担行為の議決を経て平成29年4月1日から5年契約を結んでいる。当該契約において収益率は売上に連動して段階的に上がる仕組みとなっている。売上向上に向けて取り組むことにより、高い収益率が適用されることで、県の収益相当額の改善を図っていくとのことである。ただし、収益率は埼玉県自転車競技開催業務委託に関する基本契約書において本場開催の場合「売上額が275億円以上 売上額の1000分の6」、場外開催の場合は「売上額が62億円以上 売上額の1000分の6」とそれぞれ上限が定められている。契約書の内容については、入札を行った際に提示された内容を勘案した上で選定されたものであり、今回の契約期間中に変更することは困難である。しかし、令和4年度以降となる次の委託契約締結の際には売上に連動した収益率が県にとってよくなるよう、業者へのヒアリングや入札条件の検討を引き続き行っていく必要があるのではないかとと思われる。さらには、開催に係る経費の見直しや、全国の競輪施行者と協力してインターネットによる発売業者へ支払う委託料率の見直し等の検討を行うことによって、県収益の更なる改善を図ることが望まれる。	令和4年4月1日から5年間の新たな包括委託契約を締結した。 事業者の公募にあたっては、入札条件を緩和し、委託事業者の工夫によってより多くの収益が出せる環境を整備することで、収益率及び最低保証額の向上につなげ、県の収益相当額の改善を図った。 具体的には、以下のとおりである。また、開催に係る経費の見直しとして、コンパクトな開催を実現することより、警備体制等を簡素化し経費削減を図った。なお、インターネットによる発売業者へ支払う委託料については、全国統一の委託料になっているため、競輪施行者の全国団体が窓口となって見直しを図っている。 ○収益率（本場） 【前回】 売上に応じて0.32%～0.6% 【今回】 売上に問わず0.95% ○収益率（場外） 【前回】 売上に応じて0.32%～0.6% 【今回】 売上に問わず0.6% ○最低保証額 【前回】 1億円 【今回】 3.7億円 ※前回：平成29年度～令和3年度の契約内容 今回：令和4年度～令和8年度の契約内容	対応済み	県営競技事務所
平成30年度県政広報テレビ番組制作・放送委託 【報告書79ページ】	【意見２３】委託先と行った重要な協議・検討事項については、適切に記録を残すべきである。 上記仕様書の抜粋にあるように、委託先との事前協議を行う内容は多岐にわたるが、いつ、誰が、どのような内容について協議したのかについて記録が残されていない。委託先と行った協議内容をすべて記録として残す重要性は低いと考えるが、年度の方針決定や、災害時及びその後の対応状況など、重要な協議内容については、後日委託先と意見の相違などが発生しないように記録を残すべきである。また、情報の蓄積は、定期的に行われる担当者の異動に際して情報共有をスムーズにする際の一助となると考えられる。それゆえ、委託先と行った重要な協議・検討事項については、適切に記録を残すべきである。	これまでも、委託先との様々な協議事項については、課内で情報共有をしているところではあるが、本意見の契約書における仕様書の抜粋事項について、令和2年度の契約時に、委託先の広報の方法について協議した内容を文書として記録し、課内でさらなる情報共有を行った。 また、災害についても協定書について再度認識を共有し、協議内容については文書にて記録を残すこととしたところである。	対応済み	広聴広報課
「彩の国だより」新聞折込・配布業務委託 【報告書81ページ】	【意見２４】配布状況の検査を実施すべき、又は代替手段の記録を残すべきである。 新聞折込及び配布業務委託仕様書「7配布検査」においては、「県は、必要があると認めたときは、新聞折込及び配布業務について検査を行うことができる。」とされている。確かに、「必要があると認めたとき」「検査を行うことができる」という規定ではあるが、①本事業は、長期に渡って継続して行っていること、②他の事業に比べ金額の重要性が大きいこと、③前回の検査をいつ行ったのか不明であることなどから、検査の必要性が認められると考える。 また、仮に直接的な検査ではなく、他の方法により配布状況の検証を行っているということであるならば、代替的な検証方法を仕様書にある「配布検査」に相当するものと認めることができる程度の記録を残すべきである。	毎月の配布状況については、委託業者から県施設や市町村施設に送付した際の宅急便などの伝票、新聞販売店の受取伝票のコピーを徴取し、確認している。 また、毎月の「彩の国だより」発行日に広聴広報課内で全体回覧を行い、職員の自宅に届く広報紙が仕様書のとおり適正に配布されていたかを確認し、所属長までの決裁を受けて記録として残している。直近では4月1日に課内回覧を行い、新聞購読をしている全職員が「彩の国だより」が適正に配布されたと回答した。 なお、5月号からは県民案内室及び県民生活部内の記事を掲載した課にも回覧を行った。今後、配布状況の検証範囲を広げていく予定である。	対応済み	広聴広報課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
「彩の国だより」新聞折込・配布業務委託【報告書81ページ】	【意見２５】事業の費用対効果の検討を行うとともに、当該事業の見直しや代替手法の検討などを行うべきである。 平成30年4月1日時点の県内世帯数は3,084,446世帯（「埼玉県推計人口データ」埼玉県総務部統計課）であり、県内事業所数は239,966事業所（「平成30年度改訂版 埼玉県の産業と雇用のすがた」埼玉県産業労働部）である。それゆえ、現状、新聞折込による配布では、約100万世帯・事業所に紙媒体の「彩の国だより」は届かない状況にある。また、新聞発行部数は、過去10年間で約20％減少している（2009年45,659,885部→2018年36,823,021部。一般社団法人日本新聞協会）ことからすると今後も新聞購読数は減少し続けることが見込まれる。「彩の国だより」は、バックナンバーも含め埼玉県ホームページにおいても公開されており、埼玉県スマホアプリでも配信されている（約45万ダウンロード（2019年7月末））。新聞購読者層の中心となる中高年・高齢者の平成30年度のインターネット利用者の割合は、40～49歳が96.7％、50～59歳が93.0％、60～69歳が76.6％、70～79歳が51.0％、80歳以上が21.5％となっている（平成30年「通信利用動向調査」総務省）ことから、新聞折込による紙媒体の「彩の国だより」の配布を基本的な方法としつつも、その他の方法についても検討すべきである。	新聞を購読していない世帯への情報提供のため、市町村窓口や、県の地域機関のほか、県内のイオン、イトーヨーカ堂の各店舗、コーププラザ、埼玉りそな銀行、県内の大学、図書館等に配架している。また、インターネットから情報を入手できるよう、「彩の国だよりWEB版」を毎月作成し、県のホームページに掲載している。さらに、県公式スマホアプリ「ポケットブックまいたま」にも、彩の国だよりの重要な記事をピックアップして毎月配信している。 また、広報効果をより高めるため、新たな配架先の開拓に努めており、令和２年３月号からは新規開拓先にも配架を開始したところであり、随時、新聞折込以外の方法についても検討・実施している。 今後も引き続き様々な方法での彩の国だよりに掲載した情報の発信を検討していく。	対応済み	広聴広報課
「さいたまつりSNSマーケティング事業」委託業務【報告書83ページ】	【意見２６】毎月行っている委託先との打合せ及び事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきである。 本事業は監査対象年度から開始した事業であることや、SNSの利用に関する事業であることなどから、他の継続事業に比べ、内容の修正や方向性が見直しが適宜必要となる可能性が高い。そのため、情報の共有、修正事項、見直しの検討などについては、担当者のみが理解しているだけではなく、他の者にも情報を伝達できるように記録を残すべきである。また、職員の異動、配置換えによる情報の共有をスムーズに行うためにも、事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきであると考ええる。	毎月の委託先との打ち合わせについては電子媒体により議事録を提出してもらい、随時情報共有していたが、令和元年１０月２８日に改めて紙媒体で記録として残し、保存するようにした。 また、本事業について令和２年３月３１日に事業完了後の振り返り会議を実施し、見直しの必要な箇所や修正すべき点を確認したうえで、令和２年３月３１日に委託先から議事録を提出してもらい、紙媒体で記録するとともに担当内で共有し、次年度の担当者にも引き継ぎを行った。	対応済み	広聴広報課
「ヒューマンフェスタ2018in久喜」開催に係る業務等委託【報告書85ページ】	【意見２７】実績報告書受領後は、速やかにその内容について確認を行うべきである。 本事業における来場者アンケートは、事業の効果測定に必要な数量は回収できていると考えられるが、委託先の実施報告書に記載してあるアンケート配布数がおそらく概算であるため、回収率を正確に把握できていないおそれがある。 事業を推進する上で、アンケートの回収率は重要な指標であるため、アンケート配布数については、実績値の報告を求め、事業完了後には、受領した実績報告書を基にした事業の振り返りを行い、その内容について、不明な点があるならば、適宜、委託先へのヒアリングなどを行い、実数等の把握に努めるべきである。	令和２年２月に監査結果について課内で口頭・回覧による周知、注意喚起を行った。また次年度以降の再発防止のため、過去の起案を参考にする際に監査意見を参考にできるよう本件意見を2018.2019年の実績報告書に添付した。	対応済み	人権推進課
グローバル人材育成センター埼玉事業業務委託【報告書87ページ】	【意見２８】担当者会議において、適切に記録を残すべきである。 予算要求調書作成時点で、主に前年度との相違点について確認のうえ検討・判断しているが、担当レベルの検討状況について記録を残していない。担当者が複数いる会議においては、意見齟齬の回避、職員の異動、配置換えによる情報の共有化などを図るためにも、適切に記録を残すべきである。	令和元年度の実績について令和２年３月１１日に担当者会議を開催し、記録を作成した。今後も打合せを実施した際は記録を作成する。	対応済み	国際課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
平成30年度外国人総合相談センター事業委託【報告書89ページ】	【意見２９】事業の遂行に必要なものは仕様書に明示するとともに、見積書においても明確に示すようにすべきである。 外国人総合相談センターの周知に関して実際には、委託先が独自に外国人総合相談センターに係るチラシを作成し、市町村、県の地域機関、東京入国管理局さいたま出張所等に配布（平成29年度は13,750部配布）しているため、広報活動自体は行われていると考えられるが、チラシの配布を広報手段として活用するのであれば、仕様書にも明確にその旨を示すべきである。 また、委託先から徴取した見積書には、当該チラシの印刷費用等については明示がない。当該費用は、「一般管理費1,054,481円」（直接経費の8%）に含まれると考えられるが、広報活動費は事業の遂行に必要な費用であるため、見積書においても区分掲記し明示することを求め、県においても内容を検証することが求められる。	令和２年度分から、チラシ作成の必要性や配布計画について、受託者の意見を踏まえ県が判断し、必要があれば仕様書に明示するようにした。この場合、委託先に対して必要な費用を見積書に区分掲記し明示することを求めている。	対応済み	国際課
平成30年度外国人案内ボランティア育成事業委託【報告書91ページ】	【意見３０】プログラムの修正などについては、修正箇所・理由などを適切に記録すべきである。 よりよい事業とするため、前年度のアンケートなどを基に学習テキストやプログラムを意欲的に変更していることは評価できるが、プログラムの修正などに係る県からの指示や確認が口頭又はメールにより行われ、その際の記録が残っていない。情報共有や検証可能性という観点から、修正箇所・理由などについては、適宜適切に記録を残すべきである。	同委託事業は令和元年度で終了したため、研修プログラムの修正を行っていない。 そのため、本事業での対応は困難であるが、今後同様の事案があれば意見のとおり記録を残すものとする。	その他	国際課
埼玉県ジュニアアスリート発掘育成業務委託【報告書93ページ】	【意見３１】事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきである。 過去の問題点及びその解消方法や対策などの情報の蓄積・共有を図ることができれば、業務をより効果的かつ効率的に遂行することが可能となる。また、職員の異動、配置換えによる情報の共有をスムーズに行うためにも、事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきであると考えられる。	令和２年４月に事業完了に伴う会議を実施し、記録を残した。また、令和２年度からは、適宜、会議における記録を残していく運用に改めた。	対応済み	スポーツ振興課
埼玉県ジュニアアスリート発掘育成業務委託【報告書93ページ】	【意見３２】複数年ごとなど定期的に事業結果の総括を行うべきである。 ジュニアアスリートへの支援事業は、県による本事業だけではなく、国によるユースアスリート支援事業などがあり、受講者が他の主体による支援を同時に受けている場合がある。また、受講者が本事業とは別に独自に専門指導者に師事している場合もある。それゆえ、受講者が大会や競技会で好成績・記録を残した場合でも、本事業の効果として好成績・記録を残したかどうかを明確に分離して把握することは困難である。しかし、受講者が本事業の育成プログラムを受けていること、その後に好成績・記録を残していることは客観的に把握することは可能であり、両者には一定以上の関係があると見込まれる。それゆえ、受講者の成績・記録のすべてを本事業の成果とすることはできないが、他の主体による支援の状況を併記するなどの工夫により本事業の総括的な振り返りを行うべきである。また、その際には、本事業が継続して実施することにより効果を発揮することが見込まれる事業であるため、３年又は５年などの期間をまとめた総括的な事業の振り返りを行うべきであると考えられる。	令和２年２月に過去３年間の事業の課題・成果をまとめ、令和２年度事業の内容改善を図ることとした。令和２年度以降も定期的に複数年の総括を実施していくことに改めた。	対応済み	スポーツ振興課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
埼玉県強化指定選手サポート業務委託【報告書95ページ】	【意見３３】事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきである。 事業完了後の振り返り会議においては、契約時の予定内容と実績との乖離の原因を検討すること、翌年度以降の事業をより効果的かつ効率的なものとするための施策を検討することなどが含まれる。それゆえ、過去の問題点及びその解消方法や対策などの情報の蓄積・共有を図ることができれば、業務をより効果的かつ効率的に遂行することが可能となる。また、職員の異動、配置換えによる情報の共有をスムーズに行うためにも、事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきであると考ええる。	令和２年４月に事業完了に伴う会議を実施し、記録を残した。また、令和２年度からは、適宜、会議における記録を残していく運用に改めた。	対応済み	スポーツ振興課
埼玉県広域スポーツセンター機能推進業務委託【報告書97ページ】	【意見３４】事業の削減など重要な事項に関する委託先との打合せや事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきである。 本年度の事業においては、前年度の事業の一部を県直営事業とするなど、大幅な事業内容の見直しを行っている。委託先との協議においては、委託先からの提案事項などもあり、その中には、次年度の事業をよりよいものとするための施策などが含まれる可能性もある。また、次年度以降において、今回県の直営事業とされたものを再び委託事業に変更することもあり得る。そのような場合に、どのような経緯・検討を経て直営事業とされたのかという情報を保持することは本事業についてだけでなく、同様の委託事業の検討にあたって非常に重要な情報となる。それゆえ、事業の削減など委託先との重要な打合せや事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきであると考ええる。	当該委託契約の目的となる広域スポーツセンター機能は、令和２年度から県スポーツ協会がその役割を担うことになった。そのため、令和元年１１月にその関連の打合せを行い、記録を残した。	対応済み	スポーツ振興課
埼玉県広域スポーツセンター機能推進業務委託【報告書98ページ】	【意見３５】事業者見積り（契約額）について、内容を詳細に検討すべきである。 本事業の契約は、1者随意契約であるため、委託先から徴取した見積書の金額（6,652,000円）を基に契約がなされており、当該契約金額の見積書には、全体金額の19.4%の「管理費」が計上されている。当該「管理費」には、委託事業先におけるクラブアドバイザーの管理監督者費用と一般管理費が含まれているとのことであるが、「管理費」としての一括計上だけでは内容が明確ではなく、適切な費用（契約金額）であるかを検証することが困難である。それゆえ、事業者見積りについては、より詳細な内容の分類と検証可能な金額の記載を求め、「管理費」に集計される金額は可能な限り削減することが望まれる。	当該委託契約の目的となる広域スポーツセンター機能は、令和２年度から県スポーツ協会がその役割を担うことになった。県は県スポーツ協会を支援する立場となったため、本事業は委託契約から補助金へ変更した。今後、同様の委託契約事務を行う際には、適切な費用であるかを検証できるよう見積書の内容を明確にするよう運用を改めた。	対応済み	スポーツ振興課
平成30度消費者被害防止サポーター活動推進事業業務委託【報告書100ページ】	【意見３６】委託先との打合せや事業完了報告書提出時の打合せの内容については、適切に記録を残すべきである。 委託先との打合せや事業完了報告書提出時の打合せの記録を複数年継続して比較することにより、事業内容の見直し、追加、直営化や事業の廃止などの意思決定に資する資料とすることも可能となる。それゆえ、打合せや事業完了報告書提出時の打合せについては、適切に記録を取り、保存するべきである。	令和元年度の委託事業の完了報告書の提出時に、その打ち合わせ内容を記録・保存し、情報共有を図った。	対応済み	消費生活課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
平成30度消費者被害防止サポーター活動推進事業業務委託【報告書101ページ】	【意見37】事業者見積り（契約額）について、内容を詳細に検討すべきである。本事業の契約は1者随意契約であるため、委託先から徴取した見積書の金額（5,874,638円）を基に契約がなされている。当該契約金額の委託事業経費明細書には、小計の20%、全体金額の16.7%の「管理費」が計上されている。確かに、埼玉県の諸規定においては、委託業務における「管理費」の取扱いに関する統一的な規定がないため、上記「管理費」の金額が直ちに問題となることはない。 経済産業省大臣官房会計課においては「委託事業事務処理マニュアル（平成30年4月）」が公表されており、そこでは、一般管理費は全体の10%もしくは、同マニュアルに示された計算式で算出された率のいずれか低い方とされている。一般管理費の金額の多寡は委託事業の性質に影響を受けるものであるため、一律に基準を設けることが難しい側面は理解できる。しかし、「管理費」としての一括計上は内訳が明確ではなく、適切な費用（契約金額）であるかを検証することが困難である。それゆえ、見積書受領時においては、「管理費」の中に事業費として分類することができるものがないかどうか内容の詳細な検討を行い、「管理費」に集計される金額をできる限り削減することが望まれる。	管理費については、令和2年度事業から10%以内と定め、委託料の透明化を図ることとした。	対応済み	消費生活課
平成30年度高齢者等見守り促進事業委託【報告書104ページ】	【意見38】事業完了報告書提出時の打合せ等については、適切に記録を残すべきである。 事業の方向性や、重点化する市町村の決定に際しての前年度事業に関する打合せ等の記録を残していない。事業結果の振り返りを行うことが重要であることは当然であるが、その際の記録は、翌年度以降の事業の方向性を決定する際の基礎資料となるだけでなく、その情報の蓄積は、定期的に行われる担当者の異動に際して情報共有をスムーズにする際の一助となると考えられる。それゆえ、事業完了報告書提出時の打合せ等については、適切に記録を残すべきである。	令和元年度の委託事業の完了報告書の提出時に、その打ち合わせ内容を記録・保存し、情報共有を図った。	対応済み	消費生活課
平成30年度高齢者等見守り促進事業委託【報告書104ページ】	【意見39】事業者見積り（契約額）について、内容を詳細に検討すべきである。本事業の契約は1者随意契約であるため、委託先から徴取した見積書の金額（11,349,072円）を基に契約がなされており、当該契約金額の委託事業経費明細書には、小計の20%、全体金額の16.7%の「管理費」が計上されている。確かに、埼玉県の諸規定においては、委託業務における「管理費」の取扱いに関する統一的な規定がないため、上記「管理費」の金額が直ちに問題となることはないと考ええるが、他方で、経済産業省大臣官房会計課においては「委託事業事務処理マニュアル（平成30年4月）」が公表されており、そこでは、一般管理費は全体の10%もしくは、同マニュアルに示された計算式で算出された率のいずれか低い方とされている。一般管理費の金額の多寡は委託事業の性質に影響を受けるものであるため、一律に基準を設けることが難しい側面は理解できるが、「管理費」としての一括計上は内訳が明確ではなく、適切な費用（契約金額）であるかを検証することが困難である。それゆえ、見積書受領時においては、「管理費」の中に事業費として分類することができるものがないかどうか内容の詳細な検討を行い、「管理費」に集計される金額をできるかぎり削減することが望まれる。	管理費については、令和2年度事業から10%以内と定め、委託料の透明化を図ることとした。	対応済み	消費生活課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
平成30年度危険物取扱者免状及び消防設備士免状管理等業務委託【報告書106ページ】 防災行政無線施設保守点検業務委託【報告書109ページ】 衛星系ネットワーク施設保守点検業務委託【報告書111ページ】	【意見40】チェックシートの運用は適切に行うべきである。 財務に関するチェックシートを利用している以上、適切な運用を行うべきである。 チェックシートは適切な事務管理のために作成されたものである以上、不適切な適用を行うと事務の有効性を阻害し、効率的な事務管理も損なうこととなる。それゆえ、チェックシートの運用は適切に行うべきである。	平成30年度危険物取扱者免状及び消防設備士免状管理等業務委託【106ページ】 平成31年4月から、適切なチェックシートを用いて契約及び歳出事務を行うこととした。また、決裁中、決裁ラインの全員がチェックシートに記載漏れがないか確認するようにした。 防災行政無線施設保守点検業務委託【109ページ】 衛星系ネットワーク施設保守点検業務委託【111ページ】 令和2年1月以降、チェックが確実に実施されるよう、グループリーダーが実施するチェック項目のうち、特に重要な項目については、判断根拠をチェックシートに記載するようにした。 併せて、担当内において、複数の目でチェック漏れがないことを再確認することとした。	対応済み	消防防災課
平成30年度危険物取扱者免状及び消防設備士免状管理等業務委託【報告書107ページ】	【意見41】事業者見積り（契約額）について、内容を詳細に検討すべきである。 文書の保存期間が5年であるため、本事業がいつから契約開始されたものか確定的な情報は入手できないが、少なくとも20年以上は当該事業者に委託しており、その間、契約単価が変更されておらず、積算根拠の検討を行った資料が残されていない。また、少なくとも平成26年以降に積算根拠の内容検討も行っていない。当該業務は、全国的に当該事業者が独占的に行っている業務であり、事業の有効性や効率性を鑑みて当該事業者に委託することが適切であるとしても、事業者の契約単価見積りの内容を検討しなくてよいわけではない。それゆえ、事業者の契約単価の積算根拠となる資料を入手するなどして、内容を詳細に検討すべきである。	平成30年度危険物取扱者免状及び消防設備士免状管理等業務委託【107ページ】 事業者は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）で定められている手数料の標準額が見直されるなどの機会を捉えて、受託単価の見直しを行っており、直近では平成29年度に見直しを行っていることを確認（令和2年2月）した。 この事業者が設定した単価については、本県をはじめとした全都道府県がこれにより契約を締結していることから、その適切さについては明らかなものと考えているものである。	対応済み	消防防災課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
埼玉エコタウンプロジェクト効果測定業務委託【報告書113ページ】	【意見４２】契約方法として企画提案による公募型プロポーザルを実施する場合には、広く企画提案を求め、その中からもっとも優れた提案者を業務委託候補者として選定し契約するべきである。 当該委託契約の企画提案事業者は、1者のみであった。単に価格面だけではなく、過年度に補助を交付した事業参加世帯のエネルギー使用量の効果を多面的に分析しようとするものであり、電力・ガス・水道使用量の積算や分析を行うだけでなく、類似事業との比較分析やエネルギー使用量以外の観点から効果分析を行うことが求められ、また、限られたデータからより詳細な効果分析を行うためには専門的観点からの分析手法の提案が必要であるため、企画提案による公募型プロポーザルを選択したが、結果的に提案があったのが1者では、提案内容を比較検討の上でもっとも優れた提案があった者を業務委託候補者として選定できない。 複数の企画提案が行われるように、業務委託仕様書の内容や広報の仕方を工夫するべきである。 なお、令和元年度においても同様の業務委託が行われており、令和元年度に実施した企画提案による公募型プロポーザルにおいて、調査・分析の提案の可能性があるとと思われる複数の事業者へ問い合わせを行い、提案を検討してもらえるよう働きかけた結果、2者から提案が行われており、改善が行われていると説明を受けている。	令和元年度に行った同様の委託業務では、企画提案による公募型プロポーザルにおいて、調査・分析の提案の可能性があると思われる複数の事業者へ問い合わせを行い、提案を検討してもらえるよう働きかけた。 その結果、2者から提案を受け、分析手法などの提案内容の比較検討を行った上で契約の相手方を選定することができている。	その他	エネルギー環境課
平成30年度埼玉県公共用水域水質・底質・流量調査業務委託【報告書115ページ】	【意見４３】委託費と直営の人件費の両者のコストを意識し、最小の経費となるようにするべきである。 試料採取及び分析に係る業務は、外部分析業者に委託しつつ、一部は直営で行っている。直営である環境科学国際センターの業務量は、委託よりも有利か否かではなく、当センターの職員が実施できる業務量を考慮していると説明を受けた。 河川の水質の速やかな把握、委託先の分析結果に異常が見られた時に備えた試料保存及び緊急時における河川調査体制の確保という目的があるため、全部を外部分析業者に委託することは難しいことは理解できるが、どの程度を外部分析業者へ委託し、どの程度を直営で行うか、委託費及び人件費の両者のコストが最小となるように比較検討して、委託と直営の業務量を決定するべきであると考ええる。	意見を受け、令和２年度の同業務委託の設計に際して、改めて委託と直営の業務量を見直した。その結果、直営での業務量は調査体制の確保に必要な最低限度であることが確認できた。 今後もコスト意識を持って業務設計を行う。	対応済み	水環境課
平成30年度児童虐待防止サポーター研修事業【報告書117ページ】	【意見４４】入札の参加資格や仕様書で入札参加者を限定し、競争入札で事業者を選定すべきである。 企画提案方式による随意契約を採用した理由として、「研修内容を効果的に受講者に伝えるための創意工夫などの企画力が求められる。また、受講者計2,000名の研修申込への対応や、研修会場における受付等を円滑に実施するためには、同規模の研修開催経験がある事業者でなければ実施できない業務である。」が挙げられている。この理由であれば、参加資格や仕様書で入札参加者を限定し、競争入札で事業者を選定することができると考えられる。また、当該研修事業の講師は、別の委託契約である平成30年度児童虐待防止サポーター研修講師派遣事業業務委託において、1者随意契約により、特定非営利活動法人埼玉子どもを虐待から守る会と締結している。研修講師は、司法・福祉・保健・医療等の分野で児童虐待についての高い専門性を持つ講師が求められるので、競争入札には適さない面があることも理解できるが、児童虐待防止サポーター研修事業は講師派遣を含まない研修事業であるため、この点からも競争入札で事業者を選定すべきと考える。 なお、令和2年度においても当該委託事業が継続的に行われる場合には、競争入札での事業者の選定を検討するとのことである。	当該事業について、令和2年度においては入札により実施予定であった。しかし児童虐待相対対応件数の更なる増加により児童虐待について県民への周知をより一層進めるとともに、コロナ禍において適切な実施が必要となったため、従来の集合研修ではなく、オンラインによる研修を実施することになった。については、研修に使用する動画作成費用としての経費のみ（30万円程度）となり、随意契約が可能となったことから、一般競争入札を実施しない。 令和３年度においては、業務の目的は変わらず、委託の方法及び仕様を全面的に見直し、講師の選定・手配から修了証の交付まで研修に係るすべて業務を一貫して委託する方法とした。 これにより、講義内容の詳細の企画、それに合わせた講師の選定及びテキストの作成などの企画力の高い業者を選定する必要があった。 また、修了証のデザインや新型コロナウイルスに対応するためのオンラインの効果的な導入など、より魅力的で参加しやすい研修にするための豊富なノウハウを有する民間企業等に委託することが効果的であると考え、企画提案競技により業者を決定した。	その他	こども安全課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
平成30年度児童虐待防止サポーター研修事業【報告書118ページ】	【意見４５】研修受講者数が想定を下回った場合は委託費の減額を検討するべきである。 当該委託契約では、乳幼児コース、学齢児コース、民生・児童委員コースのそれぞれにおいて、研修受講者数が仕様書に記載された想定研修受講者数を下回っている。また、委託先の予算書には、仕様書に記載された研修受講者数に応じた、教材印刷費や修了カード作成費が、単価×人数で記載されて、県もそれを予定価格としている。 教材印刷費や修了カード作成費については、受講者数が想定研修受講者数を下回った場合、委託先の費用負担は予算よりも少なくなるが、委託先から契約金額と同額の委託費を請求され、検査合格として契約金額と同額の委託費を支払っている。県は委託先に対して委託費を払い過ぎている状況となっているが、本来は精算するべきであると考えている。 なお、契約書には、このような場合の精算についての定めがないため、県と委託先の間で協議することになるが、そもそも精算についての定めを盛り込むべきである。	【意見４４】のとおり、令和２年度は従来行っていた集合研修は実施せず委託費はオンライン研修のため動画作成費用のみとなった。 令和３年度の委託契約については仕様書の中で、減額に関する規定を盛り込んだ。	対応済み	こども安全課
平成30年度 里親フォスタリング事業委託業務【報告書120ページ】	【意見４６】費用対効果が低く、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるという観点からは問題がある。 業務委託仕様書では、里親の新規登録について数値目標の設定等はなく、委託先の企画提案書において10家庭という目標数値が設定されているだけであるが、年度内に里親登録に至った家庭は1家庭にとどまったとのことである。 平成28年に改正された児童福祉法において、子供の家庭養育優先原則が明記され、県の役割は、里親等委託率向上のため、より多くの里親を開拓し、里親と協働できる環境を作り、子供にとって必要な安定した里親養育が継続できるよう支援し、子供の最善の利益の追求と実現を図ることとなった。 県は、この里親等委託率向上を図るために、先進的、かつ、積極的に取組んでおり、この取組みは評価できる。また、里親の登録にまで至ることが簡単ではないことも理解している。 そうではあるが、24,000千円の委託費を費やしたが里親登録が1家庭であったという結果は、費用対効果が低く、効果的な委託業務ではなかったと言わざるを得ない。今後、この取組みが着実に実を結んで行くことを期待する。	令和2年度の当該事業の実績は841件の問い合わせ、面談や研修中は36世帯あり、新規登録が1世帯だった。 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、従来の手法での広報や研修を実施することができず、面会や研修の実習の実施も困難な状況であったため、オンラインでの広報や研修を取り入れた。 里親フォスタリング事業においては、登録数だけに着目するのではなく、まずは県民に広く里親制度を知ってもらう必要があると考え、令和3年度においては、新たに専用ホームページを作成し、広報に力を入れることとした。 さらに、令和4年度からは、養育里親に限定せず、養子縁組里親にも対象を拡大するとともに、専用ホームページで体験談の掲載を定期的に更新し広報の充実を図ることとした。	対応済み	こども安全課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
発達障害地域療育センター事業委託【報告書123ページ】	【意見47】乳幼児期の発達障害支援において、発達障害総合支援センターと県立小児医療センターとの連携は行われているが、福祉の増進のため、この連携の取組みを継続的に実施させるべきである。 まず、発達障害総合支援センターでは、小児医療センター保健発達部の医師、専門職に対し、当センターの実施事業の概要を説明し、事業への理解、意見をもらっている。 また、当センターでは、子どもが社会性を身に付ける親子グループ支援研修を小児医療センターの医師や専門職の協力を得ながら実施している。すなわち、実習形式の研修とするため、支援のモデルとして、小児医療センターを受診した親子（患児と保護者）に参加してもらっている。同研修には児童発達支援センターの職員や市町村の保健師等の参加を促し、自らが発達障害児の特性に応じた支援ができるようノウハウを学ぶ場を提供している。 さらに、小児医療センターの専門職に、中核発達支援センターと地域療育センターの合同事例検討会に出席してもらい、助言をもらっているほか、医師等が当センター主催研修の講師等を務めてもらっている。 なお、県立小児医療センターを含む埼玉県立病院は、令和3年度の地方独立行政法人設立に向けて準備を進めているところであるが、独立行政法人化移行後も、当センターと県立小児医療センターが引き続き連携を図ることで、県の発達障害支援はより効果的で充実したものとなると考える。	小児医療センターのアセスメント外来に、来院した児童と保護者を対象としたグループ支援や、当センター主催の研修事業に講師として医師及び専門職から協力を得ている。 今後とも、このような小児医療センターとの連携を積極的に推進していく。	その他	発達障害総合支援センター
保健医療部全体【報告書124ページ】	【意見48】同一の委託先に1者見積による随意契約により委託している場合、中長期的な観点から随時事業の見直しを検討することが望まれる。 業務の性質又は目的が競争入札に適さないために1者見積による随意契約となっている契約について、今後も委託先を変更する可能性がない事業においては、中長期的なビジョンから随時事業の見直しを検討するべきである。 その為には、各事業において具体的な実績について報告を受領し、予実管理や効果の測定を行った上で、総合的・包括的に事業の評価を行うことが有効である。これにより、同一の委託先の中で経験値やノウハウを共有して他事業の向上につなげることも可能となる。効果的かつ効率的な事業の遂行のために複数の事業を一つの契約に統合することが適切である事業の存在を見出せるかもしれないし、長期継続契約の条件を満たす事業については、長期継続契約を採用することによりコストの適正化やコスト削減の可能性も見出すことができるかもしれない。 このように、同一の委託先と契約している業務については、事業ごとに実績の評価・検討を行うのみでなく、事業相互間のシナジー効果等も勘案し、次年度以降に他事業の向上にもつながるような契約を検討することが望まれる。 ※対象契約は文中に記載	より高い事業効果が得られるよう、委託先と調整し、事業内容を検討することとするが、事業目的が異なるため、契約を統合することは困難である。	その他	保健医療政策課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
部全体に関する業務委託全般 【報告書125ページ】	【意見４９】チェック証跡が残る「財務に関するチェックシート（契約編）」は適切に保存すべきである。 「財務に関するチェックシート（契約編）」は、出納総務課が作成し、契約締結の際に活用することを推奨しているフォームとのことである。現状は、一部の担当課においては、起案及び決裁の際に契約書の内容をチェックするために使用しているが、決裁が終われば廃棄してしまうケースもみられた。 出納総務課が作成した「財務に関するチェックシート（契約編）」を、事務手続き上必要な項目を確認するための参考フォームとして利用したのであれば、起案・決裁時に、必要な要件が漏れなく検討され、契約書に必要事項が漏れなく含まれていることを確認したという証跡を残すため、決裁完了後も「財務に関するチェックシート（契約編）」あるいはそれに準ずる記録を保存することが望まれる。	決裁完了後も「財務に関するチェックシート（契約編）」あるいはそれに準ずる記録を保存することについて、令和２年３月に職員に周知した。	対応済み	保健医療政策課
平成30年度H I V ・性感染症検体検査業務委託 【報告書129ページ】	【意見５０】各地域の保健所のスケジュールに濃淡をつけるなど適正かつ効果的なリソースの配分を行うよう工夫すべきである。 埼玉県に提出された検査実績によると、検査のニーズに対して必要かつ十分な検査日程が確保されていないと見られるケースがある。 例えば、平成30年9月の「H I V ・性感染症検体検査確認表」では、狭山保健所では13保健所中最も多い84件の検査を実施している。平成30年9月の各保健所検査カレンダーによると、狭山保健所は9月10日（昼間通常検査及び即日検査）、13日（スクリーニング検査の結果判明日）の2日間が割り当てられていた。 熊谷保健所についても平成30年９月の実績件数は82件と、13保健所中2番目に多い件数であったが、検査日程は、9月13日（昼間即日検査のみ）、25日（昼間及び夜間通常検査のみ）、19日及び28日（スクリーニング検査の結果判明日）の4日間が割り当てられていた。 また、東松山保健所の平成30年9月の検査実績は31件であり、検査日程は9月3日（昼間通常検査のみ）、20日（昼間即日検査のみ）、6日及び26日（スクリーニング検査の結果判明日）の4日間であった。 一方で、草加保健所の平成30年9月の検査実績は0件であり、検査日程は9月13日（昼間即日検査のみ）及び19日（スクリーニング検査の結果判明日）の2日間であった。その他の9保健所においても、18件から72件の間で検査実績にばらつきが見られた。 上記は平成30年9月の単月の結果ではあるが、検査の需要が多い地域の保健所の日程が多く確保されていて、需要の比較的小さい地域の保健所の日程が相当する日程を確保しているとは言い難い。もちろん、業務の性質上、上記の草加保健所のように平成30年9月において検査実績が0件だったからといって、日程を全く確保しなくてもよいという結論にはならない。 しかしながら、当事業の目的に、民間検査企業に業務委託することにより業務の効率化やコスト削減を図るということが掲げられているのであれば、必ずしも全地域の保健所の日程を一律に同程度確保するということではなく、地域ごとのニーズや交通の利便性なども考慮し、各地域の保健所のスケジュールに濃淡をつけるなど適正かつ効果的なリソースの配分を行うよう工夫することが望まれる。	令和元年度に頂いた意見を踏まえ、検査体制の見直しを検討していたところ、新型コロナウイルス感染症がまん延し、検討を中断していた。 また、令和２年度から令和４年度までは、保健所でのH I V ・性感染症検査を中止・縮小しており、保健所との調整ができる状況ではなかった。 令和５年度、保健所での検査の再開を機に、今後の検査体制を検討し、令和６年度からは、地域の検査ニーズを踏まえた検査体制に見直した。 具体的には、検査の需要が多い地域の保健所においては１回当たりの検査受入れ人数や日程の拡大を図り、需要が比較的小さい地域の保健所においては年間の検査日程を縮小させた。また、需要が比較的多い検査種別への転換を図り、希望する全ての者が検査を受けられるよう体制を整備した。	対応済み	感染症対策課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
平成30年度特殊救急医療体制（耳鼻咽喉科）運営等委託【報告書132ページ】	【意見5 1】適正な受診医療機関の設置について、需要に応じた当番回数を確保するよう改善すべきである。 業務完了報告の際に提出された当番表によると、患者数に応じた当番の医療機関が公平に確保できていないと見られるケースがある。 例えば平成30年4月～平成30年9月の期間における当番回数が、川口市は6回、越谷市は5回、草加市は1回であったが、同期間における川口市、越谷市、草加市における市町村別患者数は、それぞれ204人、143人、64人であった。これにより試算すると、川口市、越谷市、草加市における1回あたりの患者数は、それぞれ34人/回、28人/回、64人/回となり、各地域に公平に救急医療の窓口が確保されているとは言いがたい。 今後、需要に応じた当番回数を確保するよう、改善が望まれる。	令和2年度特殊救急医療体制（耳鼻咽喉科）運営等委託では、仕様書を改め、当番表の作成にあたって、前年度の地域ごとの患者数を踏まえることとし、需要に応じた当番回数を確保するよう可能な限り努める仕組みとした。	対応済み	医療整備課
母体・新生児搬送コーディネーター事業委託契約【報告書134ページ】	【意見5 2】実態に即した予算（計算式）を策定することを検討すべきである。 埼玉県が算定した予定額の計算式（平成30年3月26日付決裁の執行伺い別紙「執行予定額算定根拠」）と、平成30年4月1日付で埼玉県医師会から提出された「概算経費明細書」の計算式が異なっているにもかかわらず、平成30年4月1日付の契約書案に記載された契約金額とは一致している。 また、埼玉県医師会から平成30年4月1日付で提出された概算経費明細書と、平成31年3月31日付で提出された実績報告書の委託料支出明細書とでは、各支出項目が見積（概算経費明細書）と異なっているにも関わらず、合計金額は当初の契約金額と一致している。 継続している事業であるため、毎年度、委託先から経費の実績のデータを入手し、次年度の予算の算定に資するよう予算と実績との比較分析を行い、今後、実態に即した予算（計算式）を策定することを検討すべきである。	令和2年3月に、平成30年度の委託事業の実態に即した予算の算定方法について検討し、見直しを行った。今後はこの結果に基づき、予算の算定を行っていく。	対応済み	医療整備課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
平成30年度埼玉県大人の救急電話事業委託【報告書136ページ】	【意見53】適時に事業の実績の確認及び分析を行い、必要に応じて実施要領を実態に合わせて見直しを行う体制を整備すべきである。 「埼玉県大人の救急電話相談事業実施要領」に記載されている相談体制は、以下のとおりである（6実施方法（2）相談体制）。 しかしながら、平成31年3月31日付で一般社団法人埼玉県医師会より提出された実績報告書の「①（3）②1日当たりの相談員数」では、以下のとおり報告が行われていた。（単位：人） 上記実績報告書において、実施要領と異なる体制となっていた曜日/時間帯の数値を囲み数値で表記している。 このことに関し、当初は実施要領の体制でシフトを組んでいたが、電話が繋がりにくいとの声があり、期中で相談員の体制を変更したとの回答であった。また、令和元年度の同事業が継続されており、平成30年度に実施した体制を継続しているとのことであるが、実施要領は改定していないとのことであった。 上記囲み数値の曜日/時間帯において、現実的に電話が繋がりにくく、十分に業務を遂行できないと判断したのであれば、実態に即して実施要領の改定を行うことを検討すべきである。 また、今後も、埼玉県内の人口の増減や環境の変化等に伴い、実施要領と実態とが乖離する場合も想定されることから、適時に事業の実績の確認及び分析を行い、必要に応じて実施要領を実態に合わせて見直しを行う体制を整備することが望まれる。	令和2年度大人の救急電話相談事業における実施要領を見直し、実態に合わせ、相談体制について平成30年度中に変更した体制（令和元年度も継続）に修正した。	対応済み	医療整備課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
平成30年度埼玉県大人の救急電話事業委託【報告書137ページ】	【意見5 4】 期中においても委託先と随時連絡を取り合い、必要に応じて指導を行うような体制を構築することを検討すべきである。 平成31年3月31日付で一般社団法人埼玉県医師会より提出された実績報告書の「①（3）②1日当たりの相談員数」の備考欄に、「長期連休前（5/2、11/2、22、12/28）は18:30～22:30の相談員数を3人→4人へ増員し調整。その為、H31年1/7～3/31まで平日のB勤務相談員を1名に減らし調整」と記載されている。 しかしながら、実績報告書の「①（4）ア」月別相談件数」には以下のとおり記載されている。 （単位：件） 上記の月別相談件数の実績を見ると、確かに休日（特にゴールデンウィーク、連休や年末年始の前）は相談件数が比較的多いが（二重下線を引いた月参照）、相談員数を減らした平成31年1月から3月にかけて、相談件数が他の月に比べて少ないという事実は見られない。 委託先側で検討を行い、相談員数についてカレンダーを考慮して調整したとのことであるが、平成30年度においてはその調整が実態に即した形とは言えない状態であったように思われる。 委託先において、相談員の体制については過年度或いは当期の特殊事情等に基づいて決定することが望ましく、また、期中においても随時体制を見直すよう柔軟な体制を組むことが望まれる。 また、埼玉県側は、委託先から実績報告を年度末に受領するのみではなく、期中においても委託先と随時連絡を取り合い、期中にも報告を受けて必要に応じて指導を行うような体制を構築することを検討すべきである。	令和2年度大人の救急電話相談事業における実施要領を見直し、期中に実績の確認を行い、必要に応じて指導を行う体制にした。	対応済み	医療整備課
平成30年度新人看護職員定着支援事業委託【報告書140ページ】	【意見5 5】 起案書には決裁年月日を含めて必要事項が全て記入されるよう徹底すべきである。 当事業の業務委託を実施するにあたり、平成30 年3月15日付で執行伺い（委託）が起案され、稟議が行われているが、決裁年月日の記載がなかった。 この件に関し、確認したところ、他の同種かつ同時期に行われた起案の決裁日より推察すると、当事業の執行伺い（委託）について平成30年3月28日付で決裁が行われたと考えられるが、他に決裁が記録された資料等も存在しておらず、実際の決裁日を証明する根拠は残されていないという回答であった。 執行伺い（委託）の起案書の決裁年月日に記載がなされていないと、当事業が、正当な事前の承認プロセスを経て業務委託契約を締結することとなったという事実を担保する根拠が不十分である。 よって、当事業に係る業務委託契約の締結に関する事前の承認が適切に行われたかどうか、起案書に決裁年月日を含めて必要事項が全て記入されるよう、徹底することが望まれる。	令和2年4月から、決裁年月日の記入について、担当職員に周知・徹底を図るとともに、課長及び副課長が確認する（レ点チェックを行う）ように運用を改めた。	対応済み	医療人材課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
平成30年度訪問看護研修事業委託【報告書142ページ】	【意見５６】起案書には決裁年月日を含めて必要事項が全て記入されるよう徹底すべきである。 当事業の業務委託を実施するにあたり、平成30年3月19日付で執行伺い（委託）が起案され、稟議が行われているが、決裁年月日の記載がなかった。 この件に関し、確認したところ、他の同種かつ同時期に行われた起案の決裁日より推察すると、当事業の執行伺い（委託）について平成30年3月25日付で決裁が行われたと考えられるが、他に決裁が記録された資料等も存在しておらず、実際の決裁日を証明する根拠は残されていないという回答であった。 執行伺い（委託）の起案書の決裁年月日に記載がなされていないと、当事業が、正当な事前の承認プロセスを経て業務委託契約を締結することとなったという事実を担保する根拠が不十分である。 よって、当事業に係る業務委託契約の締結に関する事前の承認が適切に行われたかどうか、起案書に決裁年月日を含めて必要事項が全て記入されるよう、徹底することが望まれる。	令和２年４月から、決裁年月日の記入について、担当職員に周知・徹底を図るとともに、課長及び副課長が確認する（レ点チェックを行う）ように運用を改めた。	対応済み	医療人材課
平成30年度訪問看護ステーション体験実習事業委託【報告書144ページ】	【意見５７】起案書には決裁年月日を含めて必要事項が全て記入されるよう徹底すべきである。 当事業の業務委託を実施するにあたり、平成30年3月23日付で執行伺い（委託）が起案され、稟議が行われているが、決裁年月日の記載がなかった。 この件に関し、確認したところ、他の同種かつ同時期に行われた起案の決裁日より推察すると、当事業の執行伺い（委託）について平成30年３月25日付で決裁が行われたと考えられるが、他に決裁が記録された資料等も存在しておらず、実際の決裁日を証明する根拠は残されていないという回答であった。 執行伺い（委託）の起案書の決裁年月日に記載がなされていないと、当事業が、正当な事前の承認プロセスを経て業務委託契約を締結することとなったという事実を担保する根拠が不十分である。 よって、当事業に係る業務委託契約の締結に関する事前の承認が適切に行われたかどうか、起案書に決裁年月日を含めて必要事項が全て記入されるよう、徹底することが望まれる。	決裁年月日の記入について、担当職員に周知し、徹底を図るとともに、課長及び副課長が確認する（レ点チェックを行う）こととした。	対応済み	医療人材課
平成30年度訪問看護ステーション体験実習事業委託【報告書144ページ】	【意見５８】埼玉県内の広域かつ多様な機関から参加者を募り、特定の病院に偏ることのないよう配慮するよう、委託先に指導を行うべきである。 実績報告書において、課題・問題点として「一つの病院から多数の看護師の実習依頼があった」という点が認識されており、実習の参加者の母集団に多少偏りがあったと言える。 もちろん一つの病院から多数の看護師の実習希望があることは、訪問看護という仕事に対する興味が大きいものと考えられるが、埼玉県の事業としては、埼玉県内の病院の看護師、看護を学ぶ学生から満遍なく参加してもらうことが優先されるものとする。 よって、今後、当事業における現場体験実習の参加者を募集する際には、より一層、埼玉県内の広域かつ多様な機関から参加者を募り、特定の病院に偏ることのないよう配慮するよう、委託先に指導を行うことが望まれる。	令和２年度契約から実習生が一つの病院に偏ることのないよう配慮するよう、令和２年３月に委託先に指導した。	対応済み	医療人材課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
平成30年度不妊専門相談センター事業委託【報告書147ページ】	【意見59】 契約の条件等を変更する際には、時間的に余裕を持って手続きを行い、事業の運営がスムーズに行くよう、委託先に対する指導を強化すべきである。当事業は、当初の契約期間は平成30年4月2日から平成31年3月29日までであった。しかし、当初の契約期間満了日付である平成31年3月29日付で、埼玉医科大学から埼玉県へ、契約期間を平成31年3月31日までに変更したい旨の協議書が提出され、同日付で承認が行われている。 このことについては、医師等の日程を合わせるのが難しく、平成31年3月29日までに研修の日程が調整できなかったことが原因であるとのことであった。また、契約期間の変更については、もっと前に口頭では聞いていたとのことであった。 しかしながら、日程調整についてもっと早めに行うことは十分可能であったはずであり、どうしても平成31年3月の下旬頃まで契約期間を延長する必要があったとしても、契約期間変更に係る協議書はもっと以前に提出できたものと思われる。もし、書面の提出が遅くなり、適時に決裁されなかった場合、委託先は契約不履行となってしまうリスクがあった。 よって、契約の条件等を変更する際には、時間的に余裕を持って手続きを行い、事業の運営がスムーズに行くよう、委託先に対する指導を強化することが望まれる。	令和2年度契約締結に際し、事業の変更に係る協議は時間的に余裕を持って行うよう委託先に指導した。（令和2年4月1日）	対応済み	健康長寿課
平成30年度埼玉県アレルギー疾患対策事業委託【報告書149ページ】	【意見60】 委託先からの業務完了報告は、適時かつ適切にレビューを行い、誤りがあれば速やかに是正させる体制を整備すべきである。業務完了後、委託先からは業務完了報告書の他、事業実績報告書が提出されている。 事業実績報告書の中には、「小児科における食物アレルギー・アナフィラキシーに関する診療状況調査の結果」も含まれていた。 この「小児科における食物アレルギー・アナフィラキシーに関する診療状況調査の結果」に関するアンケート集計対象数、アンケートの「返送あり」と回答してきた数、公表等へ同意数に誤りがあったが、誤った数値が看過されたまま、事業報告書を受理していた。 その後、当包括外部監査人からの指摘により、委託先から実績報告書の修正を提出させたとのことであった。 委託先からの業務完了報告は、適時かつ適切にレビューが行われ、誤りがあれば速やかに是正させる体制を整備することが望まれる。	令和元年度の事業完了報告の受理から、業務完了報告書及び事業実績報告書の内容を精査し、誤りがあれば速やかに訂正させ再提出させることとした。	対応済み	疾病対策課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
埼玉県常時対応施設運営事業委託【報告書151ページ】	【意見6 1】「重度の精神症状を呈する処遇困難患者」と「身体合併症を併発している精神病患者」へ対応するために確保する必要かつ十分な空床数を、随時見直す体制を整備することを検討すべきである。 当事業は、 (1) 輪番病院で治療が困難な中毒性疾患患者、治療困難患者及び輪番病院の対応時間外について医療を提供する業務については、埼玉県立精神医療センターへ、 (2) 身体合併症のために埼玉県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第 10 条及び第14 条に定める輪番病院での受け入れが困難な措置入院患者並びに救急要綱第18条の規定に基づき、輪番病院に入院中の措置入院患者のうち、身体合併症のために当該輪番病院での治療が困難なため転院が必要な者に対応する業務については、埼玉医科大学病院へ、それぞれ委託するものを 1 本の契約で締結しているものである。 また、上記 5 に記載したとおり、埼玉県立精神医療センター、埼玉医科大学病院共に各 2 床の空床を確保することが規定されている。 しかしながら、「重度の精神症状を呈する処遇困難患者」と「身体合併症を併発している精神病患者」へ対応するために確保する空床の数を、一律 2 床ずつとすることが妥当であるかどうかについて、疑問が残る。 例えば平成30年4月の月別診療実績報告書によると、埼玉県立精神医療センターではほぼ毎日入院に対応しており、一日当たりの件数も多い日には5件となっている日もあり、延べ入院件数は63件であった。これに対し、埼玉医科大学が入院に対応した件数は平成30年4月で延べ3件であった。 埼玉県立精神医療センターは、輪番病院対応時間外について医療を提供する役割も担うことから、警察官通報件数の増加に伴い受け入れ件数が増加している。埼玉医科大学は、身体合併症を併発している精神病患者を受け入れるが、併発している身体合併症は、死因にもなりうる重篤な疾患も含んでいる。 このため、今後において受け入れを必要とする者が増加する可能性にも留意し、「重度の精神症状を呈する処遇困難患者」と「身体合併症を併発している精神病患者」へ対応するため の 十分な空床数を、随時見直す体制を整備することを検討すべきである。	当該事業では県立精神医療センター、埼玉医科大学病院のいずれについても、同日に複数の事案が発生する可能性を考慮し、毎日 2 床ずつ空床を確保している。 精神医療センターについては、当該事業に係る受入対象が複数であることから、多くの患者を受け入れる可能性があるが、病床数は限られており、当該事業のためにより多くの病床を確保することで別の受入事案への対応に支障が生じる可能性がある。 空床確保数を増やすことについては慎重な判断が必要であり、今後、両医療機関の運営体制も踏まえて調整の上、適切に対応していく。	その他	疾病対策課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
ひきこもり訪問サポート事業委託【報告書154ページ】	【意見6 2】委託先の実績について、件数のみではなく質的な観点より定期的に評価を行う仕組みを構築すべきである。 ひきこもりに対応し、支援業務を適切に行うことができる業者は現在の委託先の他にもあると思われる。 現在の委託先の実績について、件数のみではなく質的な観点より定期的に評価を行う仕組みを構築し、他の委託先候補がないかどうかを随時探索し、随時委託先を見直すことが、ひきこもりへの対応業務の質の向上につながるものと考えている。	契約の相手方に対しては件数のみならず、活動の実態が把握できるような報告書を求めている。令和2年度は質的な評価を高めるため、援助事例等について詳細な記載を求めた。 また、県は、ひきこもり支援を適切に実施できる団体の把握のため、県13保健所や県内自治体と情報交換を行った。 当該事業については、ひきこもり相談に関して相当のスキルを持つ団体に委託すべきものであり、不適切な対応をする団体もある中、引き続き適切な活動を行っている団体を今後とも探索していくこととした。	対応済み	疾病対策課
ひきこもり訪問サポート事業委託【報告書154ページ】	【意見6 3】恒常的に委託先側に過剰な負担を強いているのであれば、単価契約の見直しを含め、契約内容を再検討すべきである。 当委託契約は、上限を1,425,000円とする単価契約であるが、実施結果報告書によると、平成30年度は結果として2件分が予算超過となり、契約金額の上限との差額10,000円が委託先側の負担となった。 このような委託先側の負担が契約金額を上回る状況が恒常的に続いているのか、或いは一時的な現象なのかを調査・分析し、もし恒常的に委託先側に過剰な負担を強いているのであれば、単価契約の見直しを含め、契約内容の検討を行うことが望まれる。	当該事業の委託先は、従前からひきこもり支援のための訪問相談を実施している団体であり、県はそのうちの契約額相当の相談数について委託契約というかたちで経費的な支援をしていた。 例年、契約額の上限を超える相談を実施していたが、補助額を超える相談対応については、団体独自の活動との位置付けであった。 令和2年度からは、単価契約を見直し、事業全体としての業務委託契約に変更した。	対応済み	疾病対策課
平成30年度埼玉県難病医療連絡協議会事業委託【報告書156ページ】	【意見6 4】恒常的に委託先側が超過分を負担せざるを得ない状況であるのなら、委託先へ過剰な負担を強いることを避けるため、実態に即した予算を策定すべきである。 独立行政法人国立病院機構東埼玉病院から提出された事業経費精算書によると、契約金額6,522,000円であるところ、実際に発生した経費の合計は8,277,220円であり、合計金額の下に調整額として「▲1,755,220円」と記載されており、1,755,220円だけ実質的な赤字であり、値引きしたものであると考えられる。 契約締結に当たり埼玉県へ提出された事業経費見積書と比較すると、主に賃金が見積書よりも約1,600,000円低く抑えられている。 このような委託先側における値引きが恒常的に続いているのか、或いは一時的な現象なのかを調査・分析し、もし恒常的に委託先側が超過分を負担せざるを得ない状況であるのなら、委託先へ過剰な負担を強いることを避けるため、実態に即した予算を策定することが望まれる。	令和3年度において、委託事業の実施にあたっては、例えばこれまで実地開催していた研修会について、オンライン開催への変更を促すなどして、受託者の負担軽減を行った。 国から示される国庫補助基準額や実態を踏まえながら、引き続き適切な予算を策定していく。	その他	疾病対策課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
平成30年度埼玉県難病相談支援センター事業委託【報告書158ページ】	【意見65】恒常的に委託先側が超過分を負担せざるを得ない状況であるのなら、委託先へ過剰な負担を強いることを避けるため、実態に即した予算を策定すべきである。 独立行政法人国立病院機構東埼玉病院から提出された経費精算書によると、「事業経費積算書（参考）」と比べて人件費が約60万円抑えられている（「事業経費積算書（参考）」では賃金5,408,720円、「事業経費精算書」では4,808,010円）。 委託先側で人件費を予算に合わせて抑えている可能性もあり、実質的な値引きと考えられる。 このような委託先側における値引きが恒常的に続いているのか、或いは一時的な現象なのかを調査・分析し、もし恒常的に委託先側が超過分を負担せざるを得ない状況であるのなら、委託先へ過剰な負担を強いることを避けるため、実態に即した予算を策定することが望まれる。	令和3年度において、委託事業の実施にあたっては、例えばこれまで実地開催していた研修会について、オンライン開催への変更を促すなどして、受託者の負担軽減を行った。 国から示される国庫補助基準額や実態を踏まえながら、引き続き適切な予算を策定していく。	その他	疾病対策課
平成30年度埼玉県難病指定医等研修事業委託【報告書160ページ】	【意見66】参加者が減少した原因について調査・分析を行い、参加者を増やすような工夫を行う、或いは事業自体のあり方についても検討することが望まれる。 難病指定医等研修事業委託仕様書によると、業務内容として、研修会を2回、各会100名程度収容可能な会場を確保する旨が仕様書に記載されている。 しかし、事業実績報告書によると、平成30年度の参加者数は、第1回は31名、第2回は24名であった。過去の参加者数は、平成27年度は合計618名、平成28年度は同414名、平成29年度は90名であったことを考慮すると、参加者数がかなり減少していると言える。 指定難病患者が医療費助成の支給認定を受けるためには、難病指定医が記載した臨床調査個人票が必要である。当事業は、指定難病患者がスムーズに医療費助成の支給を受けることができるよう、難病指定医及び協力難病指定医に対して臨床調査個人票の作成のために必要な指定難病の診断及び治療に関する一般的知識等を習得するための研修を実施するものであり、社会的にとっても大きな意義をもつ事業であることは理解できる。 従って、参加者が減少した原因について調査・分析を行い、参加者を増やすような工夫を行う、或いは事業自体のあり方についても検討することが望まれる。 なお、当事業は令和2年度より国が実施する「難病指定医向けオンライン研修サービス」へ移行することとなり、廃止となったとのことである。	本事業については、令和2年2月から国が実施するオンライン研修サービスに移行し、事業を廃止している。	その他	疾病対策課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
献血動画制作及び配信業務委託 【報告書162ページ】	【意見67】特殊性により契約の相手先が特定されることとして見積の徴取は1者とした明示的な根拠を示し、記録すべきである。 当事業の業務であるYouTubeの動画の作成・配信、Instagramへの投稿について、予算の範囲内で情報発信力（一定の若年層登録者数）のあるYouTuberの中から、Masuo氏のほか、埼玉県出身の男性4人組グループや女性向けの発信を念頭に女子体育大学生などが候補者として挙げられ、候補者の絞り込みの過程において、Masuo氏には一定の医療知識があり、内閣府の政府広報の見本作成に参画経験もあったことや、Masuo氏以外のYouTuberについては献血の実体験に対して内諾が得られなかったことなども考慮した結果、当事業の趣旨に最も適した動画を製作可能なクリエイターとしてMasuo氏を起用したとのことであった。 また、当事業の委託先として、Masuo氏が所属するUUUM株式会社が、YouTubeにおける上位100チャンネルのうちUUUM株式会社に所属する動画クリエイターによるものが最も多い割合（約3割）であり、その他の代表的なYouTuber所属事務所では人気YouTuberの相次ぐ脱退が発生したものや、著名YouTuberによる炎上騒動及び詐欺疑惑により活動を一時停止したものなど、組織運営に不安面が多かったことを考慮して、人気のYouTuberが多数所属しており、YouTubeというメディアを通じて、若年層に対し献血というテーマを扱ったコンテンツを効果的に発信できる契約相手先はUUUM株式会社に限られると判断し、YouTube上のシェアや所属クリエイター、企業としての健全性等を踏まえ、委託先を1者に絞ったものであるという回答を得た。 当事業の契約の当事者はUUUM株式会社という法人になっているが、実質的に、実際の業務の委託先としてはMasuo氏というYouTuber個人が選任されているようにうかがえる。 また、Masuo氏がはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の国家資格を持っているということも候補者を選定する上での根拠としているとのことであるが、献血を体験する動画を作成する上ではり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の知識がどのように繋がるのかが明確でない。 さらに、YouTubeを利用して若年層に対し献血というテーマを扱ったコンテンツを効果的に発信できる委託先が「Masuo氏が所属するUUUM株式会社に限られる」と判断する根拠の一つとして企業の組織運営の安定性を挙げているが、UUUM株式会社の健全性・安定性について明示的にわかるような資料・データは示されなかった。 よって、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため随意契約とし、契約の内容の特殊性により契約の相手先が特定されることとして見積の徴取は1者とした明示的な根拠を示し、記録することが望まれる。	今後、契約業者の選定に際し、契約の内容の特殊性により契約の相手先が特定されることとして見積の徴取を1者とする場合には、より明示的な根拠を示すとともに、記録する。	その他	薬務課
献血動画制作及び配信業務委託 【報告書163ページ】	【意見68】若年層による献血の意義や方法の認知度がどれだけ上がったかという効果について、具体的な測定を行うべきである。 当事業において、動画の配信及びInstagramの投稿についてはその事実が確認されている。 しかしながら、当該動画の配信及びInstagramの投稿により、目的とした若年層による献血の意義や方法の認知度がどれだけ上がったかという効果について、具体的な測定は行われていない。 YouTubeによる10代～30代の献血者数の減少への歯止めについて、どのような効果・実績があったのかについて、様々な調査・分析の方法や指標を検討し、県民の納得がいくような説明すべきである。	動画配信直後の3か月間に県内献血ルームで実施したアンケート調査を踏まえ、動画の認知度や実際の献血者数の動向等について検証の上、その結果を令和2年5月までに当課ホームページ上で公表した。	対応済み	薬務課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
新都心ビジネス交流プラザ施設管理及び清掃業務委託【報告書164ページ】	【意見69】 辞退理由をヒアリングするべきである。 入札の辞退理由(仕様書要件に対応できない、人員がいない、金額に対応できないなど)を辞退者に対して聞き取り調査をすることは、次回の辞退者を減らし選定の経済性等を追求するための取り組みに活きるはずである。自由に記載する方式であると辞退者にとって負担になる可能性があるため、回答しやすいよう選択式にして回答してもらうのも一つの方法であると思う。同時に仕様書要件に対応できない場合は、どこに対応できなかったか、仕様をどうすれば参加できたかをヒアリングしておくべきである。	意見が付された平成30年度の当案件の入札について、第1回入札には参加資格を付与した業者全員が参加したが、予定価格以下で応札した業者がいなかった。そのため、第2回の入札を実施したが、参加は2者となり、多くの辞退者が発生した。 予定価格の設定に関しては、国土交通省が作成している建築保全業務積算基準及び建築保全業務労務単価を参考に設計をしている。 令和元年度及び令和2年度の入札でも同様に予定価格を設定したが、参加資格を付与した業者全員が参加し、第1回の入札で落札するとともに辞退者は発生しなかった。 当課が設定した予定価格及び仕様は妥当なものであり、辞退理由のヒアリングを行う必要はないと判断した。	その他	産業支援課
イノベーションリーダーズ育成プログラム業務委託【報告書166ページ】	【意見70】 審査において集客方法も重要な審査項目にすべきである。 各種支援プログラムの参加者を増やすためには、委託先がどのような周知を行うかについても、重要なこととして考えるべきである。参加型事業においては、例えば、過去に参加者を集めた事業の成功事例、逆に参加者が少なかった失敗事例を集約し参考資料として、また過去の応募業者の参加者を増やすための取り組みと実績を報告させ、これらの情報も踏まえて参加者を集めるための周知方法の良し悪しについて重要な審査項目にすべきである。 事業内容によって集客方法は変わってくると考えられるが、例えば審査項目としては以下のような例が考えられる。 ①類似事業での集客実績 どのような集客方法でどの程度の集客実績があったか ②本事業での集客方法 ホームページ告知、折込チラシ、SNSの利用、他の類似イベントでの告知、など集客方法の手段の多様性や有効性 ③集客体制 担当者1人で実施するものか、事業者を上げて取り組むものか	企画提案競技実施要項上規定している委託先選定委員会の審査項目に、新たに「集客方法」を加えた。当該審査項目の観点として、①手段(目標達成に向けた手段として適切か)、②実績(過去の類似事例から実績は十分か)、③体制(集客に係る体制は十分か(専任、兼任))とともに、④実現可能性(成長性の高い起業家・ベンチャー企業との繋がりを有し、アプローチが可能か)を明記した。	対応済み	産業支援課
イノベーションリーダーズ育成プログラム業務委託【報告書166ページ】	【意見71】 契約書にて定める履行期間は余裕をもって定めるべきである。 当該契約は、履行期限の変更契約がなされている。履行期限を2週間延長しているが、延長するためには、「埼玉県委託契約書の一部変更契約書」を作成するなど事務手続きが必要となった。当該事務手続きは、当初より履行期限を平成31年3月29日にしておけば不要の手続きであったと考えられる。契約書にて定める履行期限は起こりうる事態を想定し、余裕をもって定めるべきである。	平成30年度は、本事業の成果を投資家等の目に触れる機会を増やし、参加者の今後のビジネスチャンス拡大につなげるため、当課がこれまで実施しているピッチイベントに本事業の成果発表を加えることを受託者から提案いただいた。県としてもより良い事業とするため、受託者の提案を採り入れ、契約期間を延長した。 なお、これまでの事業成果を踏まえ、令和2年度の仕様書には想定し得る開催イベントを具体的に列挙した。	対応済み	産業支援課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
埼玉県上海サポートデスク運営業務委託【報告書168ページ】	【意見 7 2】企業の要望に対する対応を記録として残しておくべきである。 県への要望についてもヒアリングをして集めた声については、月例実績報告書という形で報告を受けているが、要望等についてどう対応したかの記録を残していない。 県内企業の要望等についてどう対応したかの記録を残していないと、例えば担当者が変わった等の場合に過去の要望とそれに対する対応が確認できず、また過去の要望や対応を活かした改善活動が十分に実施できなくなるおそれがある。県内企業の要望に対する対応を記録として残し引き継いでいくべきである。	令和 2 年 3 月に新たに様式を定め、企業の要望に対する対応を記録する運用に改めた。今後はこの様式を活用し、過去の情報をより活かしながら企業の支援を進めていく。	対応済み	企業立地課
非正規対策・働き方改革推進専門家派遣等業務委託【報告書170ページ】	【意見 7 3】アンケートについては回収率を上げるように工夫すべきである。 派遣先企業に対するアンケートという限られた母数の中でアンケートの回収率が低いと意見の隔たりなどにより正確な考察ができないおそれが生じ、低い回収率でのアンケート結果を今後の事業の参考とするとミスリードが起きる可能性もある。 当該アンケートは、3 月までの正社員転換の調査を含むため委託契約期間の中では実施できず、委託契約終了後に県が独自に個別郵送で対応した。専門家派遣時に専門家から後からアンケートを送付する旨の告知を実施し、また昨年度の同様のアンケートは約 6 割の回答があり、この時の改善点も踏まえてアンケートを 3 月中に発送するなどの工夫を試みたが、結果的に本年度は回収率が低くなってしまったとのことであった。 今後は、例えば目標回収率を決め、目標に達するまでは未回答先には電話で回答依頼する、再度アンケートを送付するなどの方法が考えられ、また県の予算を利用した企業に対するアンケートであるから、今後よりよい事業となるよう回答協力をより強くお願いしていくべきである。	平成 3 0 年度専門家派遣事業の派遣先企業に対する平成 3 0 年度中の正社員転換に関するアンケートは 3 0 . 4 % と低かった。そこで、令和元年度専門家派遣事業の派遣先企業に対する令和元年度中の正社員転換に関するアンケートは、未回答の企業に対し電話やメール等による督促等を実施するなど努力した結果、4 月初め時点で 6 0 % を超える回答率であった。ただし、新型コロナウイルス感染症の流行のため、3 月中旬から督促は実施できず、あくまで任意の調査であるため終了とする。なお、本アンケートは地方創生推進交付金事業（平成 2 9 年度～令和元年度）の効果測定のために実施した調査であり、交付金事業が終了した令和 2 年度からは実施しない。	対応済み	雇用労働課
シニア起業支援事業業務委託【報告書171ページ】	【意見 7 4】委託先に起業者数の結果に対する考察をヒアリングし次の事業に活かしていくことが望まれる。 県の本事業の目的は起業者数ではなく起業の意識づけであり、セミナー等の参加者合計数が唯一の目標となっている。 本事業を入り口として、続く事業となる起業を目的とした事業に活かすためにも、委託先に本事業における起業者数の結果に対する考察をヒアリングし次の事業に活かしていくことが望まれる。	委託先に対して、起業者数の結果に対する考察についてヒアリングを実施し、「年度末時点での起業者数が一桁台にとどまった理由は、セミナー受講後数か月しか期間がなく、起業を実現するには短期間であった。今後は、専門機関への相談や、より専門的なセミナーの受講等を通じて起業へと結び付けたい」との回答を令和元年 1 1 月に得た。今後は、起業家の事例を発表してもらうなどより具体的なセミナーを実施していく。	対応済み	シニア活躍推進課
埼玉県女性キャリアセンター運営事業等業務委託【報告書173ページ】	【意見 7 5】入札参加者数を増加させるために、辞退理由をヒアリングするべきである。 企画競争に参加しなかった理由や辞退理由（仕様書要件に対応できない、人員がいらない、金額に対応できないなど）を聞き取り調査することは、次の応募者を増やすための取り組みに活きるはずであり、応募者を増やすことは選定の経済性等を向上させるためにも重要なことである。自由に記載する方式であると辞退者にとって負担になる可能性があるため、回答しやすいよう選択式にして回答してもらうのも一つの方法であると思う。同時に仕様書要件に対応できない場合は、どこに対応できなかったか、仕様をどうすれば参加できたかをヒアリングしておくべきである。	令和 2 年 2 月に企画競争に参加しない申出のあった 4 業者すべてに対し、辞退理由のヒアリングを行った。 令和 3 年度の業者選定の際には、辞退者に負担にならない方法で回答が得られるよう選択式の回答様式を作成し、対応できない理由の把握を行うこととした。	対応済み	ウーマノミクス課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
平成30年度シニアインターンシップ推進事業業務委託【報告書175ページ】	【意見7 6】就職後の追跡調査を実施すべきである。 本事業により就職した方のその後の状況について、事業終了時にアンケートを実施しているが、半年や1年後といったその後の追跡調査はされていない。 追跡調査については個人情報を含むこと等の事情があり、事前に同意を得ていないと難しいとのことである。事業終了時に取ったアンケートは事前同意を得ていたが、その後の追跡調査の同意は得ておらず今回の追跡調査の実施は難しいとのことであった。 マッチングが適正であったかも就職支援する上で重要な事項であり、また今後の事業の課題を検討する上でも貴重な資料となりえるので、今後類似の事業を実施する場合には、追跡調査の事前同意を得るなどの工夫を検討し追跡調査を実施していくべきと考える。	当該事業は平成3 0年度で事業が終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は追跡調査を実施する。	その他	産業人材育成課
平成30年度儲かる観光農業支援事業に係る観光農園経営力向上研修事業【報告書177ページ】	【意見7 7】実績および成果をとりまとめ、次年度の仕様および委託先の選定に生かす工夫をすべきである。 平成30年度における観光農園経営力向上研修集合研修は、委託先により業務委託仕様書に沿って実行され、研修への参加者は41名と、一定の成果を得ることができたと理解できる。 しかし、当業務は平成29年からスタートしており、平成30年度は2年目であったにもかかわらず、前年度と比較して成果はどうだったのか、それに要した費用（契約金額）は適切であったのか、委託先の実績は当初の期待とおりだったのか等について、具体的な結果の分析が明確に記録されていない。 当業務が、今後継続、或いは視点が変わったとしても同質の業務が実施されて行く可能性があるのであれば、年度ごとに実績および成果をとりまとめ、次年度の仕様および委託先の選定に生かす工夫をすることを検討すべきである。	令和2年度からの仕様の段階で研修参加者数及び研修によって得られた効果の分析・測定（集客の変化など効果の指標として適切なものを）を報告させることを仕様書に明記し、委託先の選定を実施した。（契約期間：令和2年8月13日～令和3年3月1日）	対応済み	農業ビジネス支援課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
平成30年度儲かる観光農業支援事業に係る観光農園経営力向上研修事業【報告書177ページ】	【意見 7 8】再委託の際に提出された書類について、十分に確認すべきである。 当委託契約を締結（締結日：平成30年7月3日）した後、当委託契約の業務のうち、募集チラシの印刷、三つ折り、宛名ラベル印刷、封入封緘、宛名ラベル貼り、発送作業について、有限会社アシスト社へ再委託が行われている。契約締結時には、宛名ラベルの印刷業務は委託先において行われる予定であったが、チラシの校正等の進捗に遅れが生じたため、個人情報を取り扱う宛名ラベルの印刷業務も再委託することになったとのことである。 この再委託については、委託先より業務再委託承認願が平成30年7月31日に埼玉県知事宛に提出され、同日、業務再委託承認通知書が発行されているが、委託先から当業務を通じて取り扱う個人情報に関して埼玉県個人情報保護条例等の関係法令に関する説明を受け、当業務の従事者として誠実に職務を行うとして再委託先から提出された誓約書の日付は、平成30年7月10日となっていた。 これについて、実際に委託先が個人情報を含む宛名ラベルのデータを再委託先に渡したのは、再委託が承認された後であり、実質的な問題は発生していないという説明を受けた。日付の記入誤りについては、県と委託先の契約書の日付に合わせて、再委託先が日付を記入したために生じたものと推察される。ただし、書類上の日付からは、正式な埼玉県の承認が下りる前に委託先と再委託先との間で当業務の一部の再委託を前提として手続きを進めたように誤解されるおそれがある。再委託の際に提出された書類について、十分に確認することが必要である。 再委託の適切な手続きとしては、業務再委託承認通知書が発行された後に、再委託業務について手続きを進め、再委託先から個人情報に関する誓約書を入手するか、或いは一部の業務を再委託するという条件で委託契約の締結を行うことが妥当である。今回は委託先が再委託の際に必要な手続きを十分に理解していなかった可能性がある。委託先に対して今後は埼玉県により適切な指導を行う体制を構築することが望まれる。	令和2年度からの委託契約から委託業者及び再委託業者が提出する個人情報取扱に係る誓約書も含め、財務関係書類など委託先から提出された書類の日付等についても確認できるようチェックシート等の資料を活用する運用に改めた。	対応済み	農業ビジネス支援課
「埼玉ではじめる農ある暮らし」移住者交流会開催等事業業務委託【報告書180ページ】	【意見 7 9】長期的な事業として総合的に評価し、定期的に見直していく体制を整備すべきである。 平成30年度における当事業に関する業務は、委託先により業務委託仕様書に沿って実行され、参加者は当初の計画を上回り、一定の実績を得ることができたと理解できる。 しかし、当事業の特色として、埼玉県の農村に移住することにより、その人の人生に大きな影響を与えてしまうということを伴う。よって、参加者が当事業の交流会等に参加したからといって、すぐに人生を大きく転換する決意をするという効果は期待できない。実際、平成28年度より、ふるさと回帰支援センターに埼玉県のブースを設置し、埼玉県へのUターン、Iターン希望者の支援を実施しているとのことであるが、これまでの農ある暮らしによる実績は8組とのことであった。 当事業の成果は、単年度の契約ごとの評価のみでは適切ではなく、中長期的な目標を設定して長期的に実施していくことが妥当であると考ええる。 そのためには、当事業を長期的な事業として位置づけた上で、ふるさと回帰支援センターにおける相談支援を一層充実させ、対象者の層や地域について随時検討を行いながら、総合的に評価し、定期的に見直していく体制を整備することが望まれる。	意見のとおり当該事業については長期的な事業として位置付けるとともに、令和元年度の事業では移住に対する希望条件などの分析を行った。その結果を令和2年度以降の委託業務の仕様に明記した上で委託先の選定を実施した。（契約期間：令和2年8月19日～令和3年3月16日）	対応済み	農業ビジネス支援課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
埼玉ブランド農産物フェア実施業務委託【報告書182ページ】	【意見８０】 予定価格を算定する際、検討した経過を資料として残すことが望まれる。 当事業の予定価格を算定するため、株式会社U S E N M e d i aより、当事業に関する参考見積が提出されている。 これは、平成29年度において埼玉ブランドの農産物を使用したメニューのレシピを作成する事業が実施され、その業務を受託したのが当該株式会社U S E N M e d i aであったこと、また、他県で同様の業務を受託した実績があったことを理由としている。 しかしながら、当事業の予定価格の参考とするための資料として、参考見積の提出を依頼する対象として株式会社U S E N M e d i aが適切であるか、また、株式会社U S E N M e d i aの1者のみで十分であるかどうかについて具体的な検討が行われたとのことであったが、その検討の過程についての資料が十分に残されていない。 なお、当事業の委託先の選定は、企画提案型方式を採用しており、予定価格の影響は比較的小さいと考えられ、実際に当事業を受託したのは株式会社U S E N M e d i aではなく、当事業を行うためのノウハウやアイデアが優れていると判断されたのは株式会社ぐるなびであった。 今後も引き続き、予定価格を算定する際は参考とする情報を広く収集し、様々な方面より検討を行うことが必要であるが、その検討の過程について十分な資料を残すことが望まれる。	意見に記載された「予定価格の算定にあたっては、参考とする情報を広く収集し、様々な検討をするとともに、その過程を十分な資料として残すこと」について、令和２年３月に課内で周知した。 特に実務担当者内では、令和２年度の委託事業で予定価格を設定する場合は注意するように徹底した。	対応済み	農業ビジネス支援課
30農基調第1号 農業基盤整備状況調査業務委託【報告書187ページ】 30可視調第1号 農業水利施設情報可視化計画業務【報告書190ページ】	【意見８１】 委託先への見積依頼書について不要な文言は削除すべきである。 当業務の委託先を指名選定委員会で埼玉県土地改良事業団体連合会に決定した後、平成30年9月20日付で、埼玉県土地改良事業団体連合会へ見積り合わせのための見積書の提出依頼書である「見積書の提出について」を提出しているが、「４ その他」（１）において、「入札を希望しない場合には、参加しないことができる。」と記載されている。 実際には、埼玉県土地改良事業団体連合会が入札を希望しないという場面は想定されておらず、現時点において他の業者と契約する可能性はないため、当該文言を入れる必要性はない。 逆に、当該文言を入れたままにした場合、委託先に契約締結を拒否される可能性が発生し、適切な委託先を見つけることができず、業務を遂行できないという事態が発生することもある。 従って、不要な文言は削除することを検討すべきである。	「令和２年度埼玉県農村整備計画センター建設工事請負等指名業者選定委員会」において、１社随意契約に関する見積依頼にあたっては、「４ その他」（１）、「入札を希望しない場合には、参加しないことができる。」の記載を明記しないことを申し合わせることにした。 また、令和２年９月１０日付け見積依頼の案件について、見積相手方が埼玉県土地改良事業団体連合会で、他の業者と契約する可能性がないため、上記の文言を削除し依頼を行った。	対応済み	農村整備計画センター

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
30農基調第1号 農業基盤整備状 況調査業務委託 【報告書187 ページ】	【意見82】特記仕様書には、埼玉県が委託先に貸与する資料名や、資料の範囲を明確に記載すべきである。 特記仕様書 第2章（貸与資料）において、「第9条 本業務を遂行するため、次の資料を貸与する。業務遂行上必要と認められるもの」と規定されている。 当業務は、農業基盤整備状況の情報を図面とリンクさせ、情報の検索や目的別の絞り込みが可能となるよう、水土里情報システムを使用してデータベース化・電子化を行うものであり、委託先が当業務を遂行する上で必要とする情報は、農業基盤整備状況に関連する情報に限定されていると思われる。 しかしながら、具体的な資料名や、資料の範囲を明記しない場合、不要な資料を委託先に提供してしまうリスクもあり、適切な情報管理の観点からは望ましくない。 特記仕様書には、埼玉県が委託先に貸与する資料名や、資料の範囲を明確に記載することを検討すべきである。	農林部農村整備課から令和2年6月8日付け農整第260号「業務委託における特記仕様書の標準様式の改定について」により、特記仕様書第13条（貸与資料等）、同第14条（貸与資料等の取扱い）において、具体的な貸与資料名等の明示及び、その取扱いについての通知があったことから、本通知を関係職員に周知し所内統一を図った。	対応済み	農村整備計画センター
30農基調第1号 農業基盤整備状 況調査業務委託 【報告書187 ページ】	【意見83】適切な予算策定ができるように、作業やコストの実績を把握し、予実管理を行うべきである。 平成30年度において、作業完了後、委託先から具体的な作業人数や工数、発生費用等に関する実績についての報告は入手していないとのことである。 当事業は、現在は紙ベースで整備されている埼玉県内の農業基盤整備状況の情報を、図面とリンクさせ、情報の検索や目的別の絞り込みが可能となるようにデータベース化・電子化を行うことを目的としているため、一度、埼玉県内すべての農業基盤整備状況の情報をデータ化してしまえば、その後の作業は基本的には発生しない。 しかしながら、変更等が発生した場合には情報のアップデートの作業が発生する上、平成30年度において漏れていた作業を令和元年度に追加で実施しているとの回答も得ている。 従って、形式的には単年で発生した事業であっても、当該事業のように長期的に継続して発生していく可能性がある事業については、今後の適切な予算の策定に資するよう、作業やコストの実績を把握し、予実管理を行うことが望まれる。	令和元年度の委託業務においては、業務完了時に受託者から作業実績報告の提出を求め予実管理を行うこととした。	対応済み	農村整備計画センター
30可視調第1号 農業水利施設情 報可視化計画業 務【報告書190 ページ】	【意見84】特記仕様書には、埼玉県が委託先に貸与する資料名や、資料の範囲を明確に記載すべきである。 特記仕様書 第2章（貸与資料）において、「第9条 本業務を遂行するため、次の資料を貸与する。業務遂行上必要と認められるもの」と規定されている。 当業務は、農業水利施設の情報を図面とリンクさせ、情報の検索や目的別の絞り込みが可能となるよう、水土里情報システムを使用してデータベース化・電子化を行うものであり、委託先が当業務を遂行する上で必要とする情報は、農業水利施設に関連する情報に限定されていると思われる。 しかしながら、具体的な資料名や、資料の範囲を明記しない場合、不要な資料を委託先に提供してしまうリスクもあり、適切な情報管理の観点からは望ましくない。 特記仕様書には、埼玉県が委託先に貸与する資料名や、資料の範囲を明確に記載することを検討すべきである。	農林部農村整備課から令和2年6月8日付け農整第260号「業務委託における特記仕様書の標準様式の改定について」により、特記仕様書第13条（貸与資料等）、同第14条（貸与資料等の取扱い）において、具体的な貸与資料名等の明示及び、その取扱いについての通知があったことから、本通知を関係職員に周知し所内統一を図った。	対応済み	農村整備計画センター

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
30可視調第1号 農業水利施設情 報可視化計画業 務【報告書190 ページ】	【意見８５】適切な予算策定ができるように、作業やコストの実績を把握し、予実管理を行うべきである。 平成30年度において、作業完了後、委託先から具体的な作業人数や工数、発生費用等に関する実績についての報告は入手していないとのことである。 当事業は、現在は紙ベースで整備されている埼玉県内の農業水利施設の情報を、図面とリンクさせ、情報の検索や目的別の絞り込みが可能となるようにデータベース化・電子化を行うことを目的としており、その後、施設の更新に伴いシステムの情報が更新される。 当事業は国の補助事業であり、予算も国で決定されるが、現実的に発生するコストが国の予算の範囲内に納まるべきものであるかどうか、そうでない場合、国の予算と現実的なコストがどれだけ乖離しているか等について適時に把握し、委託先に対して公正な報酬が支払われているかどうかについて検討を行うことが望ましい。 従って、形式的には単年で発生した事業であっても、当該事業のように長期的に継続して発生していく可能性がある事業については、今後の適切な予算の策定に資するよう、作業やコストの実績を把握し、予実管理を行うことが望まれる。	令和元年度の委託業務においては、業務完了時に受託者から作業実績報告の提出を求め予実管理を行うこととした。	対応済み	農村整備計画センター
利根中央地区揚 水機場操作及び 点検整備等業務 委託【報告書 193ページ】	【意見８６】農村整備計画センター及び所管課の双方において、起案内容に関するチェック体制をより一層の強化していくべきである。 平成30年度より、当支出負担行為の財源事業は「基幹水利施設管理事業」及び「基幹水利施設維持修繕事業」の2事業に分割された。 従来は「基幹水利施設管理事業」のみを財源事業としていたため、本来ならば「基幹水利施設管理事業」と「基幹水利施設維持修繕事業」の2つの財源事業で支出負担行為が起案されるべきところ、「基幹水利施設管理事業」のみを財源事業とする支出負担行為が起案されており、財源事業が誤っているにもかかわらず、平成30年4月1日付でそのまま承認されてしまった。 誤りを修正する方法について、既存の負担行為を取り消して新たに平成30年4月1日付で支出負担行為をやり直す方法なども検討されたが、最終的には、財務システム上で新たに債権者（葛西・羽生領島中領土地改良区連合）を追加してその財源別事業「基幹水利施設維持修繕事業」を追加し、当初の「基幹水利施設管理事業」を減額して財源を振り替えるという措置が行われた。これについては、支出負担行為の財源変更によって契約変更を伴うものではないが、国庫補助金が未令達であった場合など、県単から国庫へ変更する際に変更手続きを行う事例があるとのことであった。 財源事業を誤ると、適切な予算管理ができなくなるというリスクがある。従って、農村整備計画センター及び所管課の双方において、起案内容に関するチェック体制をより一層の強化することが望まれる。	本契約の対象地区である利根中央地区を初めて担当する人でも間違いを起こさないために、令和２年４月に「利根中央地区のための財務関係チェックリスト」を作成した。 そのチェックリストを文書に添付し、農村整備計画センターと所管課である農村整備課の双方で確認するようにした。	対応済み	農村整備計画センター

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
土木技術管理業務委託（埼玉県土木工事実務要覧改訂業務）【報告書196ページ】	【意見 8 7】書籍版埼玉県土木工事実務要覧の改訂出版を5年毎と固定するのではなく、弾力的に改訂出版すべきである。 国土交通省の共通仕様書等が必要に応じて改定されるのに伴い、書籍版埼玉県土木工事実務要覧の内容も改訂出版が必要になってくる。しかし、実際には、ホームページに最新情報を記載することにより、書籍版の要覧については5年毎に改訂出版を行っている。これは経費節減のために、あえて5年毎の改訂出版としているとのことである。 しかし、ホームページに最新情報（改定情報）を掲載するとしても、書籍版要覧の利用者がホームページの内容把握に漏れなどが生じる可能性も否定できない。現実には改定の事実を工事の関係者が知らなかった事例もあるとのこと、それにより工事内容に不測の問題が生じることも否定できない。そのため、書籍版要覧の改訂出版期間を5年毎と固定するのではなく、弾力的に改訂出版を実施していくことが望ましい。	令和6年度改訂版について、令和6年9月より販売を開始したが、印刷製本に係る費用の高騰により、平成31年度版と比較し、販売価格も上昇した。 基準が改訂となる都度出版する場合、実務要覧を購入する企業等の負担が大きいため、これまで通り出版後の改訂についてはホームページに掲載することとしたい。 なお、御意見を踏まえ、ホームページへの掲載に加え ・大規模な改訂については、説明会を実施することや受注企業が目にしやすいよう、県土整備事務所等に掲示する。 ・メール等で業界団体へ周知する。 ことを実施し、職員及び業者に向け情報発信を徹底していく。	その他	建設管理課
道路台帳補正業務委託【報告書198ページ】	【意見 8 8】集計漏れとなりやすい事項は所管課から各県土整備事務所に注意喚起すべきである。 当該業務委託の契約額改訂について、年により当初契約金額の2割程度変動することがある。この原因は、所管課で事務所からの道路状況の変更情報の収集時期と、例えば道路の拡幅工事が完成し、実際の集計でそれが判明したことにより、道路台帳の補正内容が追加となる場合や、各事務所での道路状況の変更情報が、担当者間の情報伝達の漏れや集計漏れ等で、後になって道路台帳補正の必要が判明することなどにある。前者のケースであれば、工事完成時期のズレによるものなので、契約金額の改訂はやむを得ないが、後者のケースは各事務所における道路情報の正確な把握ができれば、契約金額の改訂は防ぐことが可能である。 ゆえに、多くの事務所で誤りやすい事項（集計漏れとなりやすい事項）を所管課より各事務所に注意喚起すれば、各事務所からの情報収集時に、道路状況の変更情報がより正確に把握でき、したがって、道路台帳補正委託について、後から金額を大幅に改訂することはなくなるものと思われる。	令和2年度の「道路台帳補正業務委託」を設計するにあたり、意見を取り入れ、令和2年2月21日付「令和元年度道路台帳整備業務の発注状況等調査について（依頼）」を各県土整備事務所に通知し、情報を報告する際に誤りやすい事項（集計漏れとなりやすい事項）に対する注意喚起を行った。 それによって、より正確な道路状況の変更情報を把握したうえで、令和2年度の「道路台帳補正業務委託」の発注を行った。 また、5～6月に実施予定の「道路台帳担当者会議」（開催方法は未定）においても改めて、注意喚起を行う。	対応済み	道路環境課
水防情報システム整備事業・砂防維持修繕（水防情報システム点検業務委託）【報告書200ページ】	【意見 8 9】水防システムの管理体制について再検討すべきである。 当該業務委託は、水防システムという県民の生活に重大な影響を及ぼすシステムの点検に関するものである。委託者である埼玉県側の担当者は15名在籍し、双方フォローアップしながら委託先の業務遂行を監視しているという状況である。しかし、専門的な事項に関する対応はこの中の1名のみが対応しているという現状にある。しかも当該システムが関係する観測設備は、テレメータ197台、水位計202台、雨量計92台にもおよび、1台でも障害が生じた場合には、その対応状況の監視を行うなど、緊張感を強いられる業務となっている。当該1名が不測の状況により対応できなくなった場合には、専門的な事項に迅速に対応できなくなる可能性も否定できない。 このような重要な委託監視業務については、埼玉県側における専門的な対応ができる担当者を複数名にして、相互牽制のもと、委託監視を行っていくことが重要であると考えられる。そのためには、専門的な知識経験を有するものを採用することが必要である。長期的な視点では、専門的な事項に対応できる者を教育して育ていくことが必要である。	令和2年4月1日の定期人事異動により、電気職ではないものの、専門的な技術職員（設備職）が増員となり、同日付けで当該業務における監督員の変更を行い、総括監督員に電気職職員、また、統括監視局区分監督員に設備職職員を充て、専門的な技術職員2名で委託監視業務を行う体制とした。 今後は、専門的な技術知識を継承していくとともに、システム全体の構成を理解し、不具合発生時の対応手段の確認など、委託監視業務の管理体制強化を図っていく。	対応済み	河川砂防課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
水防情報システム整備事業・砂防維持修繕（水防情報システム点検業務委託）【報告書200ページ】	【意見90】システムの導入後のフォローアップについて再検討すべきである。 システムの導入に際しては、導入時のコストや実際に運用を開始してからのこと（利便性とコストとリスク）など種々の事項を勘案して、全体的に最適な視点でシステム業者の選定やシステム導入を行っている。それゆえ、システム導入後、問題が生じることもある。 そこで、実際の維持管理をより効果的に行うためにも、システムについて後に問題が生じてフォローアップできるマニュアル等の整備を行うことも、重要ではないかと思われる。 マニュアル等により適切に対応することで、システム利用者の業務の効率性に役立つとも考えられる。	令和2年3月から新たに契約締結した同業務では、受注者との初回打合せにおいて、現在運用中のシステム操作マニュアルを今後随時見直しを図っていくこととし、さらには現場の水位計や雨量計、通信設備の不具合が発生した場合の一時対応マニュアルについて、令和2年5月末までに新たに整備し運用していく方針とした。	対応済み	河川砂防課
県土整備事務所に関する業務委託全般【報告書201ページ】	【意見91】検査が漏れなく適切に行われたかどうかを検証するために、チェックリストを用いてチェックし、その証跡を残すべきである。 検査員については、財規第89条第1項に基づき、支出負担行為の決裁権者が所属の職員の中から指定しているとのことである。具体的には所長が所属の職員の中から当該案件を担当するグループ以外の役付き職員から指定している。 当該検査員は人事異動などで他の事務所から異動してくる職員が指定されるケースもあるため、異動直後に庁内研修で検査項目の代表的な事項について研鑽し、検査体制を確保している。 しかし、検査においては、契約に関連する契約書、仕様書を閲覧しているものの、チェックリストはなく、「委託業務の監督・検査に役立つチェックポイント102からの視点」を用いて行っているにすぎない。 チェックの証跡が残っていない場合、検査が漏れなく適切に行われたかどうか分からないため、チェックリストにおけるチェックを行い、その証跡を残すことが必要である。	令和2年3月に埼玉県土木工事業委託業務成績評定要領を改正し、評定表について業務内容に応じた考査項目の設定を行った。 検査はこの評定表を活用することにより、必要項目を漏れなく適切に行うことができる。	対応済み	建設管理課
東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業（春日部駅付近）に係る調査等に関する平成30年度調査設計業務【報告書203ページ】 東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業（春日部駅付近）に係る調査等に関する平成29年度調査設計業務【報告書205ページ】	【意見92】協議内容の議事の保管並びに当該設計等業務の積算根拠について保管すべきである。 当該協議文書に関連してどのようなやりとりが委託先との間に行われたのか、また、変更時の積算はどのように行ったのかが、確認できる資料が確認できなかった。これらは、委託先との金額按分や契約金額の根拠を明らかにする重要な資料であるため、責任者が確認済みのものを保管することが必要であると考え。	令和元年度の業務から、契約に先立って、契約内容について確認書を取り交わすこととした。	対応済み	鉄道高架建設事務所

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
8901道路パトロール業務委託【報告書207ページ】	【意見93】業者指名方法や選定範囲などの見直しを検討すべきである。 予定価格の積算については適切に行われているものの、指名した応募者のうち約80%が辞退している現状にある。実際に予定価格超過1者を除くと、入札対象は2者にとどまっている。辞退率としては非常に高い水準にある。委託内容は道路パトロールであり、入札対象がいなくなった場合には、適切な道路の安全管理ができなくなるリスクがある。 そこで、なぜ辞退率が高くなっているのかを地域特性を含めて分析し、今後も非常に高い辞退率が続く場合には、地域における業者数などを踏まえ、対象業者の範囲を広げるなど業者の指名方法の見直しの検討を行うことが望まれる。	道路パトロール業務は、管内の道路全ての点検を日々、行う業務であり、それぞれの道路特性（交通量や利用状況等）を熟知している管内業者でなければ、円滑な業務履行が難しいと考える。 一方、道路パトロール業務は、年間を通して作業員を確保しておく必要があり、受託業者としては負担が大きいため、辞退する業者が多いと推察される。また、県南東部では、工事の本数、ボリュームともに道路パトロール業務に比べて魅力的な発注工事が多数あり、業者が仕事を選べる状況にあることも一因であると考えられる。 この状況を改善することは困難であるが、令和2年度の道路パトロール業務の発注においては、入札を辞退することの多い業者を外し、新規に業者を指名した結果、辞退率が12/15から9/13に改善された。	対応済み	越谷県土整備事務所
総合都市交通体系調査（パーソントリップ調査）業務委託【報告書209ページ】	【意見94】複数者から見積りを入手する等、精度の高い予算を設定する体制を構築すべきである。 当該業務に係る当初予算額は、1者から入手した参考見積に基づき139,800千円に設定されていた。一方、最終的な委託額は82,657千円であり、当初予算額と比較すると57,143千円の乖離（乖離率40.8%）があり、差異額が非常に大きくなっている。これは、参考見積入手元企業と実際の業務委託先企業が異なることが主要因と考えられるが、そもそも予算は厳密性の原則が要請され、予定支出の見積りも可能な限り正確なものである必要がある。しかしながら、当初予算額と支出額の差異額が比較的大きいため、当初予算の設定が適切であったとは考えづらく、適切な予算配分にも支障がでるおそれがある。そのため、複数者から見積りを入手する等、精度の高い予算を設定する体制を構築すべきである。	意見を踏まえ、予算要求時においても、業務委託内容等を鑑み、必要に応じて複数者から見積りを徴取するなど、精度の高い予算設定となるよう努めることとした。	対応済み	都市計画課
30県住熊谷玉井団地建設工事設計業務【報告書212ページ】	【意見95】打合せ記録簿の押印漏れがないように徹底すべきである。 県は、業務委託先と定期的に打合せを行い、業務の進捗管理、課題事項等を協議し、その結果を打合せ記録簿として残している。しかしながら、当該打合せ記録簿の一部に、県の監督員としての押印が漏れているものがあった。実際、監督員は打合せ記録簿に記載された協議内容を確認しているが、押印を失念していたとのことであったため、県の監督員が打合せ記録簿の内容を確認した旨を文書として正式に残しておくために押印が漏れないようにするべきである。	令和2年3月に課内の事務処理マニュアルを改定し、打合せ記録簿について、監督員が内容の確認を行ったうえで押印することを追記した。 また、受注者からの提出書類チェック表の中にも追記し、押印漏れないよう適宜確認を行う。	対応済み	営繕課

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
ソニックシティ ホール棟大規模 改修工事基本設 計業務【報告書 214ページ】	【意見9 6】業務内容を当初から精査した上で入手する等、精度の高い予算を設定する体制を構築すべきである。 当該業務に係る当初予算額は、1者から入手した参考見積に基づき122,119千円に設定されていた。一方、最終的な委託額は47,520千円であり、当初予算額と比較すると74,599千円の乖離（乖離率61.0%）があり、差異額が非常に大きくなっている。これは、当初の業務内容を精査し、見直しを行ったことが主要因とのことであるが、そもそも予算は厳密性の原則が要請され、予定支出の見積りも可能な限り正確なものである必要がある。しかしながら、当初予算額と支出額の差異額が非常に大きいため、当初予算の設定が適切であったとは考えづらく、適切な予算配分にも支障がでるおそれがある。そのため、業務内容を当初から精査した上で参考見積書を入手する等、精度の高い予算を設定する体制を構築すべきである。	予算元課に対し業務内容や設計対象範囲等を詳細に調査した上で算定を行うよう令和2年6月に課内取扱いを改定し、令和3年度予算積算を行った。	対応済み	設備課
けやきひろば照 明設備改修工事 設計業務【報告 書217ページ】	【意見9 7】正式な承認書類に修正テープは使用すべきではない。 当該設計業務に係る庁内の承認書類について、決裁後回覧の押印欄の修正にあたり修正テープが使用されていたが、二重線に訂正印を押す等の適切な対応が必要である。	令和2年1月に、再発防止について課内周知を図った。	対応済み	設備課
大宮公園電気施 設管理業務委託 【報告書220 ページ】	【意見9 8】業務内容を細分化して長期継続契約を締結できないかを検討すべきである。 大宮公園双輪場及び野球場は来場者数が多い施設であり、電気設備管理にあたっては特に慎重に施設管理をする必要があるとともに、臨時的な状況が発生した場合にも迅速に対応できる相応のノウハウが必要である。契約者の選定方法として一般競争入札が実施されていることは適切であると考えられる一方、当該契約が単年度契約になっている。よって、継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約を締結することや、設備改修計画による委託範囲の変更が想定されるのであれば、業務内容を細分化して長期継続契約を締結できないかを検討することが必要である。	長期継続契約は、継続的に安定したサービスの提供やコスト削減等の面で優位性がある。一方、施設の劣化状況や利用者都合による仕様変更等への対応が難しい点がある。 長期継続契約を可能にするための細分化として、定期保守業務と競輪開催に伴う業務を分離する方法が考えられる。契約対象となる設備が同一であるため分離することは適さないが、競輪開催に伴う業務を分離する可能性について令和2年8月から令和3年6月まで計6回 県営競技事務所と検討したが、委託業者が同一にならないリスク、スケールメリットが出ないなどデメリットが大きいため、細分化による長期継続契約を行うことは困難である。	その他	大宮公園事務所
双輪場冷温水発 生機保守点検業 務委託【報告書 223ページ】	【意見9 9】継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約を締結できないかを検討すべきである。 保守管理を委託している機械は委託先が製造したものであり、適切に保守点検を行うために固有の技術と専門性が要求されるため、実質的に当該委託先のみが保守点検をできる状況にある。しかしながら、当該契約は単年度契約になっており、継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約を締結できないかを検討することが必要である。	令和4年10月から令和7年9月までの長期継続契約を締結した。	対応済み	大宮公園事務所
大宮公園昇降機 保守点検業務委 託【報告書225 ページ】	【意見100】継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約を締結できないかを検討すべきである。 保守管理を委託している機械は委託先が製造したものであり、適切に保守点検を行うために固有の技術と専門性が要求されるため、実質的に当該委託先のみが保守点検をできる状況にある。しかしながら、当該契約は単年度契約になっており、継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約を締結できないかを検討することが必要である。	当該委託業務については、令和元年度から長期継続契約を締結している。	その他	大宮公園事務所

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
大宮公園昇降機 保守点検業務委託【報告書225 ページ】	【意見101】昇降機（エレベーター）の交換・改修についても検討すべきである。 大宮公園内双輪場及び野球場に設置された昇降機は、設置されてから相当の期間が経過している。車椅子未対応のものや、監視盤が設置されていないものがあり、早期のエレベーターの交換・改修が望ましい。委託先の責務は昇降機の安全確保及び機能維持に必要な保守点検と本設備の異常・故障の際に緊急対応することであり、昇降機自体の管理（交換・改修等）は埼玉県 の責務である。委託先は、昇降機の状態を把握できていると考えるので、昇降機の交換・改修についても、委託先の意見も踏まえて検討すべきである。	昇降機の交換工事を進めている。 双輪場の昇降機は令和5年度に、野球場の昇降機は令和6年度に更新工事を行うため、令和4年度に工事設計を開始した。	対応済み	大宮公園事務所
大宮公園自家用 発電機設備等整備 点検業務委託【報告書228 ページ】	【意見102】継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約を締結できないか検討すべきである。 保守管理を委託している機械は、適切に保守点検を行うために固有の技術と専門性が必要であり、地理的な面に鑑みても、実質的に当該委託先のみが保守点検ができる状況にある。しかしながら、当該契約は単年度契約になっており、継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約を締結できないかを検討することが必要である。また、当該契約は、本来は年初である4月1日から締結すべきであるが、9月から契約開始となっている。これは、予算の関係で9月になってしまったとのことであるが、安全管理の面を最優先すべきであり、保守契約のない期間が生じないようにすべきである。	令和4年10月から令和7年9月までの長期継続契約を締結した。	対応済み	大宮公園事務所